徳島県人事行政の運営等の状況

【徳島県人事行政の運営状況】

第１　職員の任免及び職員数に関する状況

１　職員の採用の状況 ---------- １

(1) 徳島県人事委員会職員採用試験による採用状況

(2) 徳島県公立学校教員採用審査による採用状況

(3) 徳島県の各部局毎の採用人数の状況

２　職員の退職の状況 ---------- ２

３　職員数の状況 ---------- ３

(1) 部門別職員数

(2) 年齢別職員構成の状況

(3) 適正な組織・職員体制の構築について

ア　組織・職員体制の適正化に向けた目標

イ　組織・職員体制の適正化手法

第２　職員の人事評価の状況

１　知事部局等・教育委員会・公営企業の状況 ---------- ５

２　警察本部の状況 ---------- ５

第３　職員の給与の状況

１　総括 ---------- ６

(1) 人件費の状況

(2) 職員給与費の状況

(3) 特記事項

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況 ---------- ７

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(2) 職員の初任給の状況

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

３　一般行政職の等級別職員数等の状況 ---------- ９

(1) 一般行政職の等級別職員数及び給料表の状況

(2) 昇給への人事評価の活用状況

４　職員の手当の状況 ---------- １１

(1) 期末手当・勤勉手当

(2) 退職手当

(3) 地域手当

(4) 特殊勤務手当

(5) 時間外勤務手当

(6) その他の手当

５　特別職の報酬等の状況 ---------- ２１

６　公営企業職員の状況 ---------- ２２

(1) 電気事業

(2) 工業用水道事業

(3) 病院事業

第４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
１　勤務時間の状況 ---------- ３６
(1) 知事部局等・教育委員会・公営企業の状況
(2) 警察本部の状況
２　休暇の状況 ---------- ３６
(1) 年次有給休暇
(2) 病気休暇
(3) 特別休暇
(4) 介護休暇
３　育児短時間勤務の状況 ---------- ３７
第５　職員の休業の状況
１　育児休業の状況 ---------- ３７
２　自己啓発休業の状況 ---------- ３８
３　配偶者同行休業の状況 ---------- ３８
４　修学部分休業の状況 ---------- ３８
５　高齢者部分休業の状況 ---------- ３８
第６　職員の分限及び懲戒処分の状況
１　分限の状況 ---------- ３８
２　懲戒の状況 ---------- ３８
第７　職員の服務の状況
１　職務専念義務の状況 ---------- ３８
２　営利企業等の従事制限の状況 ---------- ３９
第８　職員の退職管理の状況 ---------- ３９
第９　職員の研修の状況
１　知事部局等(公営企業含む)の状況 ---------- ３９
(1) 自治研修センター研修
ア　一般研修
イ　特別研修
(2) 派遣研修
２　教育委員会の状況 ---------- ４０
(1) 総合教育センター等研修
ア　基本・職務研修
イ　特別・推薦研修
ウ　希望研修
(2) 派遣研修
３　警察本部の状況 ---------- ４０
(1) 徳島県警察学校
ア　階級別の研修
イ　その他の研修
(2) 派遣研修
第１０　職員の福祉の状況
１　安全衛生管理体制の状況 ---------- ４１
２　健康診断事業の状況 ---------- ４１

３　健康推進事業の状況 ---------- ４２
４　互助会制度の状況 ---------- ４２
５　公務災害の状況 ---------- ４３
第１１　職員の利益の保護の状況
１　知事部局等・教育委員会・警察本部の状況 ---------- ４３
２　公営企業の状況 ---------- ４３

【徳島県人事委員会の業務状況】

第１　職員の競争試験及び選考の状況

１　採用試験 ---------- ４４

２　昇任試験 ---------- ４８

３　選考 ---------- ４９

(1) 採用の選考

(2) 障がい者を対象とした職員採用選考

４　昇任の選考及び転任の承認 ---------- ４９

第２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

１　人事行政に関する事項について ---------- ５０

(1) 新しい時代を切り拓く組織力の強化

ア　有為な人材の確保

イ　多様な職員の活躍促進

ウ　職員一人一人の成長支援

(2) 働きやすく魅力ある職場環境づくり

ア　ワーク・ライフ・バランスの推進

イ　長時間労働の是正

ウ　学校現場における教員の負担軽減

エ　職員の健康増進

(3) 風通しの良い職場環境づくり

２　給与に関する事項について ---------- ５５

(1) 月例給

(2) 初任給調整手当

(3) 通勤手当

(4) 期末手当・勤勉手当

(5) 改定の実施時期

第３　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況 ---------- ５６

第４　不利益処分に関する審査請求の状況 ---------- ５６

第１　職員の任免及び職員数に関する状況

１　職員の採用の状況

人事委員会の職員採用試験による採用、公立学校教員採用審査による採用及び教員以外の選考採用を合わせて令和５年度中に徳島県全体で５７５名を採用した。

このほか、再任用職員（定年前再任用職員及び暫定再任用職員。以下同じ。）を２１１名、フルタイム会計年度任用職員を６１７名採用した。

(1) 徳島県人事委員会職員採用試験による採用状況

＜人事委員会による職員採用試験＞（令和４年度実施）

試験区分		採用予定者数	申込者数 (人)	第１次試験 受験者数 a (人)	第１次試験 受験率 (%)	第１次試験 合格者数 b (人)	第１次試験 競争率 a/b (倍)	第２次試験 合格者数 c (人)	競争率 a/c (倍)	R5年度採用者数 (人)
大学卒業程度	行政事務	56名程度	437	365	83.52	114	3.20	80	4.56	51
	学校事務	3名程度	50	40	80.00	12	3.33	8	5.00	3
	警察事務	7名程度	61	53	86.89	21	2.52	18	2.94	5
	電気	1名程度	6	6	100.00	3	2.00	2	3.00	1
	電気(設備)	1名程度	1	1	100.00	1	1.00	0	－	0
	機械	1名程度	5	4	80.00	2	2.00	2	2.00	1
	建築	2名程度	5	4	80.00	2	2.00	2	2.00	2
	総合土木	20名程度	26	22	84.62	17	1.29	15	1.47	10
	農業	18名程度	36	31	86.11	23	1.35	21	1.48	14
	農業(畜産)	2名程度	5	3	60.00	2	1.50	2	1.50	2
	林業	6名程度	4	4	100.00	4	1.00	4	1.00	1
	水産	2名程度	7	6	85.71	5	1.20	4	1.50	2
	薬剤師	10名程度	24	24	100.00	18	1.33	14	1.71	11
	管理栄養士	2名程度	23	23	100.00	6	3.83	4	5.75	2
	心理	3名程度	15	13	86.67	6	2.17	5	2.60	3
	保健師	8名程度	30	28	93.33	16	1.75	11	2.55	5
	化学	2名程度	18	13	72.22	6	2.17	4	3.25	2
	福祉	10名程度	37	33	89.19	18	1.83	14	2.36	8
	少年補導職員	2名程度	9	7	77.78	4	1.75	4	1.75	1
	計	156名程度	799	680	85.11	280	2.43	214	3.18	124
短大卒業程度	総合土木	2名程度	3	3	100.00	3	1.00	3	1.00	1
	計	2名程度	3	3	100.00	3	1.00	3	1.00	1
高校卒業程度	一般事務	4名程度	51	47	92.16	10	4.70	6	7.83	2
	学校事務	1名程度	8	5	62.50	5	1.00	3	1.67	1
	警察事務	6名程度	56	52	92.86	19	2.74	15	3.47	3
	電気	1名程度	4	3	75.00	2	1.50	2	1.50	1
	総合土木	4名程度	4	4	100.00	2	2.00	2	2.00	2
	農業	1名程度	3	3	100.00	1	3.00	1	3.00	1
	林業	2名程度	6	6	100.00	6	1.00	6	1.00	4
	計	19名程度	132	120	90.91	45	2.67	35	3.43	14
民間企業等職務経験者	行政事務	20名程度	98	67	68.37	50	1.34	30	2.23	20
	行政事務(ＤＸ)	3名程度	2	2	100.00	1	2.00	1	2.00	1
	建築	1名程度	1	1	100.00	1	1.00	1	1.00	1
	総合土木	3名程度	2	2	100.00	2	1.00	2	1.00	1
	保健師	2名程度	3	1	33.33	1	1.00	1	1.00	1
	計	29名程度	106	73	68.87	55	1.33	35	2.09	24
民間企業等職務経験者(就職氷河期世代)	行政事務	5名程度	112	74	66.07	20	3.70	10	7.40	5
	総合土木	1名程度	5	3	60.00	2	1.50	0	－	0
	計	6名程度	117	77	65.81	22	3.50	10	7.70	5
小計			1,157	953	82.37	405	2.35	297	3.21	168
警察官Ａ(男性)		23名程度	192	118	61.46	69	1.71	46	2.57	14
警察官Ａ(女性)		9名程度	63	46	73.02	27	1.70	20	2.30	8
警察官Ｂ(男性)		20名程度	169	96	56.80	63	1.52	40	2.40	20
警察官Ｂ(女性)		9名程度	61	41	67.21	32	1.28	23	1.78	9
小計			485	301	62.06	191	1.58	129	2.33	51
総計			1,642	1,254	76.37	596	2.10	426	2.94	219

このほか、令和５年度実施試験合格者の中から、大学卒業程度の行政事務５名、電気（設備）１名、建築１名、農業１名、化学１名及び福祉１名を令和５年度中に採用した。

(2) 徳島県公立学校教員採用審査による採用状況（令和４年度審査実施）

試験区分		採用予定者数	申込者数 (人)	第１次試験 受験者数 a (人)	第１次試験 受験率 (%)	第１次試験 合格者数 b (人)	第１次試験 競争率 a/b (倍)	第２次試験 合格者数 c (人)	競争率 a/c (倍)	R5年度採用者数 (人)
小学校教諭		127名程度	366	333	90.98	190	1.75	94	3.54	85
中学校教諭			277	248	89.53	119	2.08	49	5.06	45
県立学校教諭		53名程度	421	373	88.60	138	2.70	60	6.22	55
小中高特支養護教諭		3名程度	114	104	91.23	7	14.86	4	26.00	3
小中栄養教諭		1名程度	11	9	81.82	3	3.00	1	9.00	1
障がい者特別選考	小学校	5名程度	1	1	100.00	1	1.00	0	－	0
	高等学校		1	1	100.00	0	－	－	－	0
	聴覚障がい（小）		1	1	100.00	1	1.00	1	1.00	0
	知肢病（中高）		1	1	100.00	0	－	－	－	0
計			1,193	1,071	89.77	459	2.33	209	5.12	189

(3) 徳島県の各部局毎の採用人数の状況（令和５年度）

区分	右記以外の職員 人事委員会職員採用試験及び教員採用審査による採用	右記以外の職員 その他選考採用	右記以外の職員 合計	再任用職員	フルタイム会計年度任用職員
知事部局等	165	49	214	59	267
教育委員会	193	35	228	141	24
警察本部	60	10	70	10	36
公営企業	0	63	63	1	290
計	418	157	575	211	617

（注）「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局及び徳島海区漁業調整委員会事務局である。「公営企業」とは、企業局、病院局である。以下同じ。

２　職員の退職の状況

定年（一部の職員を除き６１歳）に達した退職者、早期退職募集制度による退職者及びその他自己都合や死亡等による退職者を合わせて令和５年度中に徳島県全体で４５８名が退職した。

このほか、再任用職員が１８４名退職した。

区分	右記以外の職員 定年	右記以外の職員 早期	右記以外の職員 その他	右記以外の職員 合計	再任用職員
知事部局等	2	21	106	129	55
教育委員会	0	56	155	211	121
警察本部	0	1	66	67	2
公営企業	1	13	37	51	6
計	3	91	364	458	184

（注）　フルタイム会計年度任用職員は含まない。

3　職員数の状況

(1)　部門別職員数

部　門	区　分	職員数 R5.4.1	職員数 R6.4.1	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	30	30	0	・令和５年度の人事異動を６月１日付けで実施したことによる一時的な増減 ・組織改編に伴う増減
	総務	703	691	△ 12	
	税務	121	120	△ 1	
	民生	291	326	35	
	衛生	481	446	△ 35	
	商工	167	176	9	
	労働	63	62	△ 1	
	農林水産	667	668	1	
	土木	628	634	6	
	小計	3,151 ＜216＞ ≪213≫	3,153 ＜181＞ ≪228≫	2 ＜△35＞ ≪15≫	
特別行政部門	教育	7,125	7,119	△ 6	・休校に伴う教員の配置の減
	警察	1,836	1,839	3	・出向者の減少による増
	小計	8,961 ＜514＞ ≪45≫	8,958 ＜425＞ ≪45≫	△ 3 ＜△89＞ ≪0≫	
公営企業等会計部門	病院	1,150	1,190	40	・医療の質向上に向けたスタッフの充実による増
	その他	119	120	1	・出向者の減少による増
	小計	1,269 ＜32＞ ≪245≫	1,310 ＜24＞ ≪265≫	41 ＜△8＞ ≪20≫	
合計		13,381 ＜762＞ ≪503≫	13,421 ＜630＞ ≪538≫	40 ＜△132＞ ≪35≫	

（注）＜＞内は再任用職員、≪≫内はフルタイム会計年度任用職員の数（外数）である。

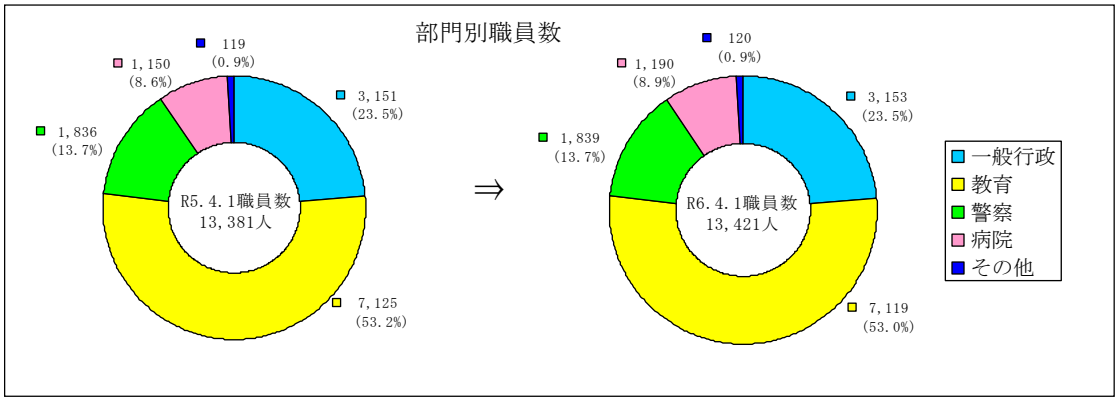

(2) 年齢別職員構成の状況(令和６年４月１日現在)

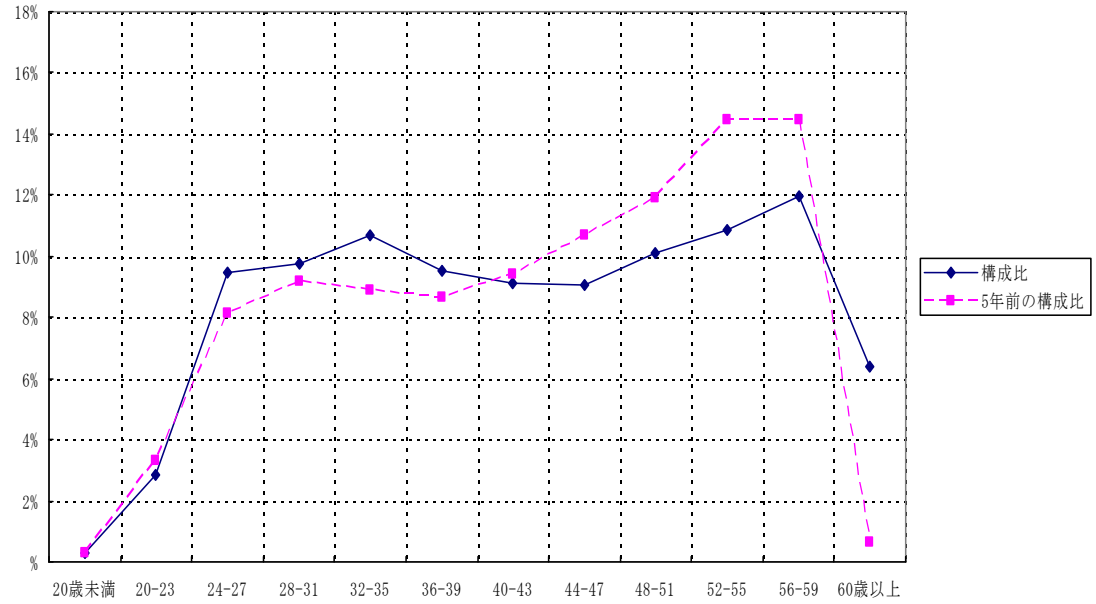

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 42	人 381	人 1,269	人 1,308	人 1,434	人 1,275	人 1,226	人 1,215	人 1,353	人 1,456	人 1,608	人 854	人 13,421

(3) 適正な組織・職員体制の構築について

社会情勢の変化に伴い顕在化する行政課題の解決に向け挑戦を続けられるよう、定員の柔軟性や組織・職員の多様性を高め、年齢構成の適正化を図ることにより、将来にわたる組織執行力の向上に取り組む。

ア　組織・職員体制の適正化に向けた目標

- 適正な定員管理と組織人員体制の適正化
- 組織・職員の多様性の向上
- 将来を見据えた組織執行力の確保

イ　組織・職員体制の適正化手法

- 社会情勢と行政需要の変化に応じて柔軟に職員数を管理しながら、業務執行力を最大化する組織づくり、職種や専門分野の垣根を越えた人員配分、適材適所の人事配置を実施
- 任期付採用や県外社会人枠採用の活用、再任用職員や女性職員の活躍を推進
- 年齢構成の適正化を図りながら、優秀な職員を確保

		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	H19～R6年計
一般行政	職員数	3,561	3,430	3,346	3,292	3,248	3,206	3,168	3,146	3,128	3,116	3,101	3,089	3,082	3,162	3,167	3,136	3,151	3,153	
	減員		195	203	161	112	98	85	72	52	43	38	41	38	23	67	57	30	91	1,406
	増員		64	119	107	68	56	47	50	34	31	23	29	31	103	72	26	45	93	998
	削減数		△ 131	△ 84	△ 54	△ 44	△ 42	△ 38	△ 22	△ 18	△ 12	△ 15	△ 12	△ 7	80	5	△ 31	15	2	△ 408

一般行政部門職員数の推移

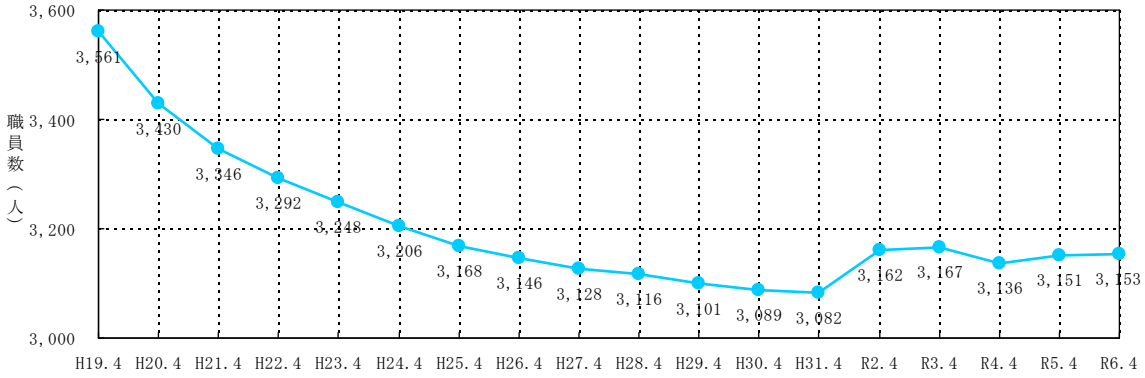

第２　職員の人事評価の状況

１　知事部局等・教育委員会・公営企業の状況

能力及び業績に基づく公正な人事管理を行い、優れた人材の育成及び活用を図ることを目的として、職員の人事評価及び自己申告を実施している。人事評価は職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価を、自己申告は職員の自己診断をさせるとともに、自らの意見及び希望その他人事管理上必要と思われる事項を申告させることをいう。

２　警察本部の状況

公正かつ合理的な人事管理を行い、職員の職務能率の向上に資することを目的として、人事評価を実施している。人事評価は、被評定者がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。また、人事評価に併せて自己申告を実施している。なお、自己申告とは、職員に自己診断をさせるとともに、自らの意見及び希望その他人事管理上必要と思われる事項を申告させることをいう。

第３　職員の給与の状況

１　総括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 （令和6年1月1日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	（参考） 令和４年度の人件費率
令和５年度	人 710,012	千円 500,502,981	千円 15,009,687	千円 108,848,342	% 21.7	% 21.2

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和５年度	人 12,112	千円 50,918,845	千円 10,472,834	千円 20,286,745	千円 81,678,424	千円 6,744

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。

２　職員数は、令和５年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

（３）特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	－	約１０％減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	－	１０％減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	７％～１０％減額（医師を除く）	１５％減額
平成23年4月1日～平成25年3月31日	１％～５％減額（医師を除く）	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	３％～１０％減額 （診療に従事する医師を除く）	１０％減額

（注）　平成２５年１２月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を５％減額。

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和６年４月１日現在）

（ア）一般行政職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	43.2　歳	328,335　円	424,749　円

（イ）技能労務職

区　　分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	57.8　歳	26　人	356,746　円	393,746　円
うち用務員	59.6　歳	11　人	357,236　円	379,594　円

（ウ）高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	46.4　歳	381,902　円	429,269　円

（エ）小・中学校（幼稚園）教育職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	43.0　歳	359,368　円	399,746　円

（オ）警 察 職

区　　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
徳島県	38.6　歳	325,049　円	468,242　円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和６年４月１日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

（２）職員の初任給の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		徳島県	国
一般行政職	大　学　卒	202,400　円	196,200　円
	高　校　卒	170,900　円	166,600　円
技能労務職	高　校　卒	169,000　円	－
	中　学　卒	159,500　円	－
高等学校教育職	大　学　卒	226,100　円	－
	高　校　卒	183,400　円	－
小・中学校教育職	大　学　卒	226,100　円	－
	高　校　卒	183,400　円	－
警　察　職	大　学　卒	224,600　円	227,600　円
	高　校　卒	194,900　円	191,800　円

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分		経験年数１０年	経験年数２０年	経験年数２５年	経験年数３０年
一般行政職	大　学　卒	264,450　円	361,086　円	382,741　円	404,671　円
	高　校　卒	226,867　円	317,800　円	354,080　円	363,373　円
技能労務職	高　校　卒	－　円	－　円	－　円	－　円
	中　学　卒	－　円	－　円	－　円	－　円
高等学校教育職	大　学　卒	316,202　円	398,032　円	418,896　円	435,154　円
	高　校　卒	－　円	－　円	－　円	－　円
小・中学校教育職	大　学　卒	321,254　円	392,023　円	410,035　円	424,766　円
	高　校　卒	－　円	－　円	－　円	－　円
警　察　職	大　学　卒	288,676　円	363,218　円	408,744　円	421,085　円
	高　校　卒	263,360　円	335,440　円	378,420　円	405,240　円

３　一般行政職の等級別職員数等の状況

（１）一般行政職の等級別職員数及び給料表の状況（令和６年４月１日現在）

職務の等級	標準的な職務内容	職員数	構成比	１号俸の給料月額	最高号俸の給料月額
１級	主事	人 483	% 14.0	円 162,100	円 249,400
２級	主任主事	人 478	% 13.9	円 208,000	円 305,200
３級	主任	人 509	% 14.8	円 240,900	円 351,000
４級	係長	人 796	% 23.1	円 271,600	円 382,000
５級	課長補佐	人 552	% 16.0	円 295,400	円 394,000
６級	課長	人 489	% 14.2	円 323,100	円 411,300
７級	次長	人 82	% 2.4	円 365,500	円 446,200
８級	局長	人 39	% 1.1	円 410,300	円 470,000
９級	部長	人 19	% 0.6	円 459,900	円 528,900

（注）１　徳島県の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。

２　標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職務である。

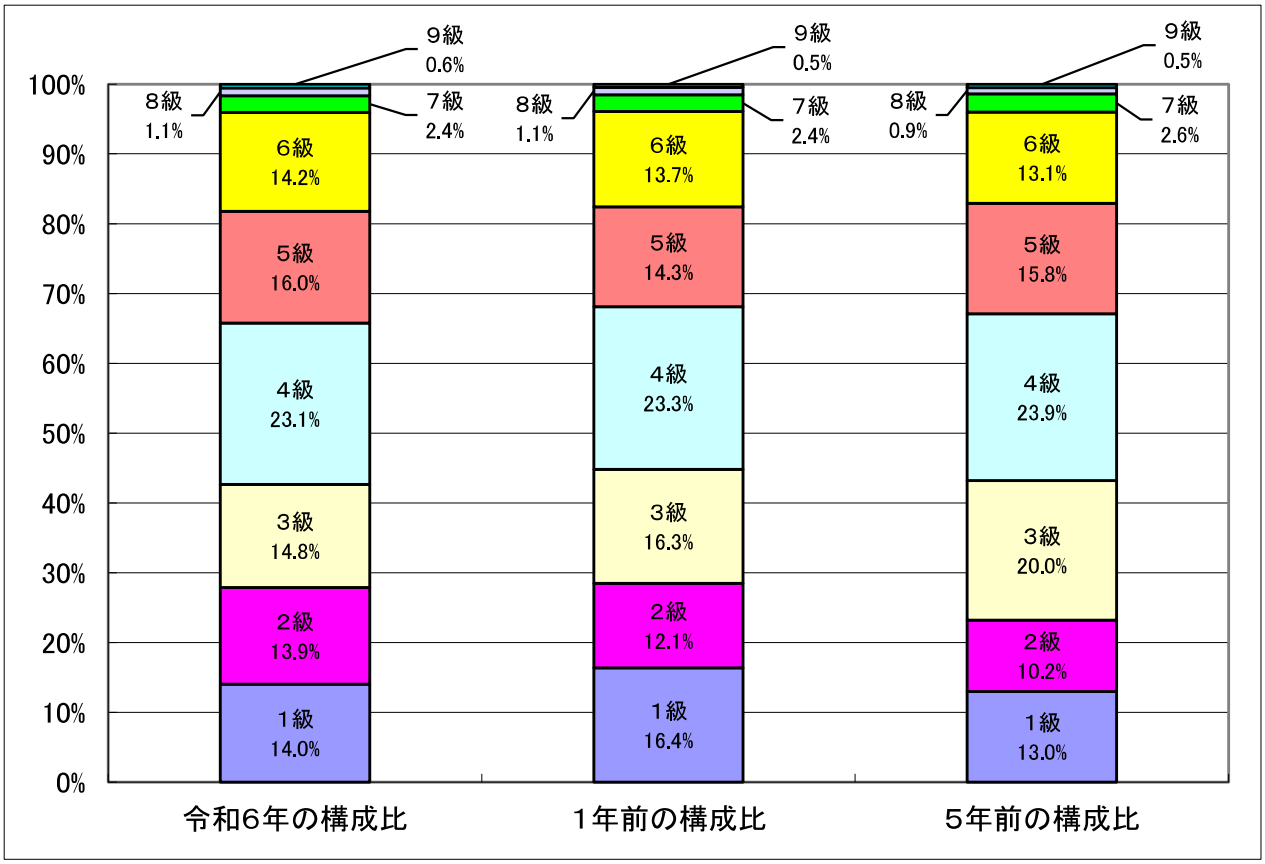

（２）昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（知事部局）

令和５年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	
	上位、標準の区分		○		○
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

４　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

徳　　島　　県	国
１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,691　千円	－
（令和５年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.45　月分　　2.05　月分 (1.375) 月分　　(0.975) 月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　　勤勉手当 2.45　月分　　2.05　月分 (1.375) 月分　　(0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　５～２０％ ・管理職加算　　２３～２５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　　５～２０％ ・管理職加算　　１０～２５％

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（知事部局）

令和５年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

（２）退職手当（令和６年４月１日現在）

徳島県			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（２％～４５％加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（２％～４５％加算）	
１人当たり平均支給額	2,656　千円	22,445　千円			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

（３）地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			946,271　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			75　千円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	15　人	20　％	20　％
大阪府大阪市	15　人	16　％	16　％
千葉県千葉市	1　人	15　％	15　％
愛知県名古屋市	2　人	15　％	15　％
広島県広島市	2　人	10　％	10　％
香川県高松市	5　人	6　％	6　％
石川県輪島市	2　人	1.7　％	0　％
鳥取県鳥取市	1　人	1.7　％	0　％
愛媛県松山市	2　人	1.7　％	0　％
高知県高知市	1　人	1.7　％	0　％
徳島県徳島市・鳴門市・阿南市	7,423　人	1.7　％	3　％
県内　上記３市以外	5,012　人	1.7　％	0　％
医師	35　人	16　％	16　％
平均支給率		1.8　％	1.9　％

（注）　「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

（４）特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	595,531　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	86　千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）	55.2　％
手当の種類（手当数）	36

手当の名称	支給対象	支給実績 （令和５年度決算）	左記職員に対する 支給単価
困難折衝等業務手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1)納税義務者、滞納者等に対して行う県税の賦課徴収の業務又は地方税法の規定による県税に関する犯則事件の調査の業務若しくはこれに関連する調査の業務 (2)土地の取得等に関し権利者と直接接して行う交渉業務 (3)道路、河川、国有財産等の境界確定に関する交渉業務 (4)徳島県港湾施設管理条例第8条の規定による使用料の徴収業務 (5)要保護者等に対して行う指導、相談又は調査に関する業務	6,248　千円	(1)～(4)日額　750円 (5)日額　600円
取締等業務手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1)取締船に乗船して行う漁業取締りの業務又は取締船に乗船しないで漁業監督吏員として行う漁業取締りの業務 (2)不法投棄等の取締り等のための指導又は監督の業務 (3)道路、河川、海岸、港湾、森林等の管理に関する法令違反又は砂利採取若しくは採石に関する法令違反の取締り業務 (4)徳島県生活環境保全条例の規定による特定事業に関する条例違反の指導業務	1,171　千円	(1)日額　550円 (2)～(4)日額　750円
危険等予防業務手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1)廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設等に関する立入検査等の業務 (2)浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査の業務 (3)廃棄物処理施設又は浄化槽から排出される汚水の検査の業務 (4)人体から排出されるふん便の集団的検査の業務 (5)大気汚染防止法第26条第1項の規定によるばい煙発生施設等その他の物件の立入検査の業務 (6)水質汚濁防止法第22条第1項の規定による特定施設その他の物件の立入検査の業務 (7)ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項の規定による特定施設その他の物件の立入検査の業務 (8)化製場等に関する法律第6条第1項の規定による化製場又は死亡獣畜取扱場の立入検査の業務	151　千円	日額　310円

危険業務手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1)感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理業務 (2)感染症の患者の診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理業務 (3)保健師として行う感染症の患者に対する面接療養指導の業務 (4)家畜伝染病の病原体を有する家畜等に対する防疫業務（(4-2)の業務を除く） (4-2)家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の業務 (4-3)家畜伝染病のまん延を防止するために行う業務（(4-2)の業務を除く） (5)感染症等の病原体の検索又は培養検査の業務 (6)有害物を使用して行う健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査の業務 (7)計量法の規定による液化石油ガスメーターに係る検定又は立入検査の業務 (8)家畜の飼養等の管理業務 (9)放射線に関する業務 (10)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第1項の規定による精神障害者又はその疑いのある者の居住する家庭を訪問して行う調査の業務 (11)精神保健指定医として行う法第27条第1項若しくは第2項又は第29条の2第1項の規定による診察の業務 (12)(11)に規定する精神保健指定医による診察への立会いの業務 (13)法第29条の2の2第1項又は第34条の規定による精神障害者の病院への移送の業務 (14)法第47条第1項に規定する相談及び援助の業務 (15)狂犬病予防法の規定による犬の捕獲、抑留、殺処分若しくは病性鑑定又はこう傷犬の診断の業務 (16)と畜場法第14条の規定による獣畜のと殺又は解体に係る検査の業務 (17)動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項、第24条の2第3項、第25条第5項若しくは第33条第1項の規定による立入検査、同法第35条第1項の規定による引取り又は同法第36条第2項の規定による収容の業務 (18)徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の規定による飼い犬の捕獲、収容又は殺処分の業務 (19)航空機に搭乗して行う、大気又は海洋の汚染状況の調査の業務、災害時における救助活動等の業務 （特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための危険業務手当の特例） (20)職員が特定新型インフルエンザ等(人事委員会規則で定めるものに限る。)から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であって人事委員会規則で定めるもの	5,917 千円	(1)～(4)、(4-3)～(8) 日額310円 (4-2)日額　380円 (9)日額　350円 (10)日額　400円 (11)日額　400円 (12)日額　400円 (13)日額　550円 (14)日額　400円 (15)～(18)日額　750円 (19)１時間　1,900円 (20)日額　1,500円以内 （緊急・心身に著しい負担として人事委員会規則で定めるもの 日額　4,000円以内）

危険現場作業手当	職員が次に掲げる業務に従事した場合に支給する。 (1)傾斜地、不整地等における道路運送車両法施行規則別表第1に掲げる大型特殊自動車若しくは小型特殊自動車の運転作業又は農業用機械の運転作業 (2)火薬類取締法又は高圧ガス保安法の規定による保安検査、立入検査、自主検査の立会い又は災害調査の業務 (3)地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所における測量、調査、指導監督等の業務 (4)橋脚の基礎工事その他河川、港湾等におけるこれに類する工事における水面下4メートル以上の深所で行う調査又は指導監督の業務 (5)交通を遮断することなく行う道路の維持修繕、測量等の作業 (6)海上にある異形ブロック等の足場の不安定な箇所における検査、指導監督若しくは調査の業務又は水上における流木の除去等の作業 (7)調査又は研究のため船舶に乗り込んで行う採水、採泥等の作業 (8)崩壊、転落等の危険性のある急傾斜地等における現場調査又は検査の業務、工事用重機が稼働している現場における指導監督等の業務 (9)トンネルの坑内におけるトンネル掘り作業の指導監督等の業務 (10)洪水警戒体制時のダム管理業務 (11)異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視の業務又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所において行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査の業務 ・河川の堤防等 ・道路法第46条第1項第1号の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ・港湾施設等 ・土地改良施設 ・治山施設等 (12)異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災証明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務 (13)潜水器具を着用して行う潜水作業 （東日本大震災に対処するための危険現場作業手当の特例） (14)東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 (15)帰還困難区域において行う作業 (16)居住制限区域において行う作業	5,867 千円	(1)日額　300円 (2)～(8)日額　350円 (9)日額　450円 (10)日額　480円 (11)巡回監視 日額　710円 応急作業等 日額　1,080円 (12)日額　1,080円 （日没～日出 日額　1,620円） （危険区域 日額　2,160円） （日没～日出かつ危険区域　日額　2,700円） (13)潜水深度 20メートルまで １時間　350円 30メートルまで １時間　780円 30メートル超 １時間　1,500円 (14)原子炉建屋内 日額　40,000円 故障設備確認 日額　20,000円 免震重要棟内 日額　3,300円 その他 日額　13,300円 (15)屋外　日額 6,600円 屋内　日額 1,330円 (16)屋外　日額 3,300円 屋内　日額 660円
訓練業務手当	火災防御訓練又は救助訓練の実技指導の業務に従事したとき	219 千円	日額　550円
外国勤務手当	外国に駐在を命ぜられた職員が、当該外国においてその命令に係る業務に従事したとき	18,480 千円	勤務１月につき、外務公務員とした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当及び子女教育手当の額の合計額

特定大規模災害等対処作業手当	(1)職員及び警察職員が特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業に従事したとき (2)原子力緊急事態宣言があった場合で、職員及び警察職員が次に掲げる作業に従事したとき ①緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所の敷地内において行う作業 ②原子力災害対策本部長指示に基づき設定された区域等において行う作業	0 千円	(1)日額　4,000円以内 (2)① 原子炉建屋内 日額　40,000円以内 原子炉建屋内以外 日額　20,000円以内 ②日額　10,000円以内
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教育職員(管理職手当を受ける教育職員を除く)が、当該学級における授業又は指導に従事したとき (1)3の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導 (2)2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導	1,366 千円	(1)日額　350円 (2)日額　290円
昼夜間勤務手当	(1)夜間の定時制課程以外の課程(以下「昼間部」という)の勤務を本務とする教育職員が夜間の定時制課程(以下「夜間部」という)の授業又はその補助を行ったとき (2)夜間部の勤務を本務とする教育職員が昼間部の授業又はその補助を行ったとき (3)夜間部の事務若しくはその補助又は徳島県立しらさぎ中学校の夜間における事務若しくはその補助に従事する普通職員	127 千円	(1)１時間　600円 (2)１時間　600円 (3)日額　700円
夜間学級業務手当	徳島県立しらさぎ中学校の教育職員（定時制通信教育手当を受ける者を除く。）が、本務として同校の夜間学級の業務に従事する場合	2,923 千円	管理職手当受給者 月額　給料月額×4/100 その他 月額　給料月額×5/100
災害時教育支援等手当	学校職員が、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において、被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務又は避難所運営その他の災害応急対策に係る業務に従事した場合	48 千円	日額　1,080円
沖合手当	徳島県立徳島科学技術高等学校の学校職員が、漁業実習のため海上で勤務したとき	8 千円	日額　380円
考査手当	県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員が、県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の入学考査の結果処理のための勤務に従事したとき	2,853 千円	１時間　220円
特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教育職員で職務の級が小学校中学校教育職給料表又は高等学校等教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが、次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与える程度に及ぶとき (1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ①非常災害時における児童(幼児を含む。)若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 ②児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ③児童又は生徒に対する緊急の補導業務 (2)修学旅行、林間・臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3)対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの、又は週休日若しくは休日若しくは休日の代休日に行うもの (4)学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日若しくは休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が３時間４５分若しくは４時間である日に行うもの	291,313 千円	(1)①日額　8,000円 （甚大災害　16,000円） ②日額　7,500円 ③日額　7,500円 (2)日額　5,100円 (3)日額　5,100円以内 (4)日額　3,600円以内
温室内作業手当	高等学校設置基準第6条第2項に規定する農業に関する学科を置く高等学校に勤務する学校職員がビニールハウス又はガラスハウス内において、生徒の実習に係る作業に1日につき2時間以上従事したとき	42 千円	日額　300円

教育業務連絡調整手当	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の指導教諭又は教諭のうち教務主任、学年主任その他の主任等で、困難な職務を担当する指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事したとき	57,590 千円	日額　200円
潜水手当	徳島県立徳島科学技術高等学校の学校職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき 潜水深度 (1)１０メートルまで (2)２０メートルまで (3)３０メートルまで (4)３０メートルを超える場合	0 千円	(1)１時間　310円 (2)１時間　550円 (3)１時間　780円 (4)１時間　1,500円
犯罪捜査作業手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)主として犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕に従事する私服員たる警察職員が行う作業 (2)銃器に係る犯罪の犯人の逮捕等の作業で次のいずれかに該当するもの ①銃器又は銃器と考えられる物が使用されている犯罪現場における犯人の逮捕、人質の救出又は犯人の説得の作業 ②銃器を使用した犯人又は銃器を所持する犯人の逮捕の作業 ③①に掲げる作業に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ④②に掲げる作業に付随して行われる固定配置による警戒の作業 ⑤銃器が使用された暴力団の対立抗争事件に係る暴力団の事務所等の直近における固定配置による警戒作業 ⑥暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の作業	58,210 千円	(1)日額　560円 (2)①日額　1,640円 ②日額　1,100円 ③日額　1,100円 ④日額　820円 ⑤日額　820円 ⑥日額　820円
犯罪鑑識作業手当	警察職員が、指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して、次に掲げる作業に従事したとき (1)主として犯罪現場において行う犯罪鑑識作業 (2)(1)以外の犯罪鑑識作業	4,300 千円	(1)日額　560円 (2)日額　280円
交通捜査作業手当	警察職員（特殊自動車運転作業手当の支給を受ける警察職員を除く）が主として交通の指導取締り、交通事故の処理の作業又は交通事故事件の捜査作業に従事したとき	20,095 千円	日額　560円
特殊自動車運転作業手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)高速自動車国道又は自動車専用道路において高速道路交通警察隊に所属する警察職員が行う交通取締用自動車の運転作業 (2)交通取締用大型自動二輪車の運転作業 (3)交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業（(2)の作業を除く）	7,474 千円	(1)日額　560円 (2)日額　560円 (3)日額　420円
通信指令作業手当	警察職員が主として通信指令作業に従事したとき	549 千円	日額　160円
看守手当	警察職員が警察署において留置施設の看守業務に従事したとき	3,396 千円	日額　290円
警ら作業手当	警察職員が警ら活動その他の地域警察活動の作業に従事したとき	22,245 千円	日額　300円
少年補導手当	警察職員が主として少年の補導作業に従事したとき	262 千円	日額　350円
術科指導手当	警察職員が柔道、剣道等の術科指導に従事したとき	101 千円	日額　300円
死体処理手当	警察職員が次に掲げる作業に従事したとき (1)死体の解剖の立会い又は補助の作業 (2)死体の収容又は検視の作業	31,587 千円	検視官その他の警察本部長が指定する職にある警察職員 １体　3,200円 その他の警察職員 (1)１体　3,200円 (2)１体　2,200円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に服する警察職員が正規の勤務時間による勤務の一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる警ら、警戒、犯罪の捜査、交通の指導取締り又は留置施設の看守の業務に２時間以上従事したとき	44,887 千円	勤務１回につき650円

爆発物処理等手当	警察職員が、次に掲げる業務に従事したとき (1)爆発物容疑物件の処理作業 (2)特殊危険物質(サリン及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。)又はその疑いのある物質の処理作業 (3)特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(⑵に掲げる作業を除く) (4)特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業 (5)火薬類取締法又は高圧ガス保安法の規定による立入検査又は災害調査の作業	54 千円	(1)爆発物容疑物件１個につき　5,200円 (2)日額　5,200円 (3)日額　250円 (4)日額　460円 (5)日額　300円
緊急呼出手当	警察職員が、突発的に発生した事件又は事故の処理作業に従事するため職務に専念する義務がない時間に緊急の呼出しを受け、正規の勤務時間外である夜間（午後9時から翌日の午前5時までの間）において、当該作業に従事したとき	1,593 千円	１回　1,240円
航空機搭乗業務手当	警察職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事したとき (1)航空機乗組員として行う業務 (2)操縦練習又は教育訓練 (3)捜索救難、犯罪捜査若しくは鎮圧、警備又は交通の取締り	4,936 千円	操縦士 公安職給料表6級以上 １時間　5,100円 公安職給料表5級以下 １時間　3,600円 整備士 １時間　2,200円 その他の警察職員 １時間　1,900円
災害警備等手当	警察職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において次に掲げる作業に従事したとき (1)都道府県警察に災害警備本部が設置された場合又は相当多数の死傷者のある災害が発生した場合における災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業（引き続き２日以上従事した場合に限る） (2)著しく危険な人命救助の作業 （東日本大震災に対処するための災害警備等手当の特例） (3)東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業 (4)帰還困難区域において行う作業 (5)居住制限区域において行う作業 警察職員が令和６年能登半島地震に対処するため次に掲げる作業に従事したとき (6)災害警備、遭難救助、通信施設の臨時設置、運用若しくは保守、鑑識作業又はこれらに相当する作業 (7)著しく危険な人命救助の作業	1,225 千円	(1)日額　840円 (2)日額　840円 (3) 原子炉建屋内 日額　40,000円 故障設備確認 日額　20,000円 免震重要棟内 日額　3,300円 その他 日額　13,300円 (4)屋外　日額　6,600円 屋内　日額　1,330円 (5)屋外　日額　3,300円 屋内　日額　660円 (6)日額　1,080円（立入禁止区域等　日額　2,160円） (7)日額　2,160円
潜水手当	警察職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき	10 千円	１時間　550円
警護等手当	警察職員が天皇若しくは皇族等の身辺の警衛又は警護の業務に従事したとき	284 千円	日額　640円
感染危険手当	警察職員が特定新型インフルエンザ等の患者に係る業務に従事したとき	0 千円	日額　1,500円以内 （緊急・心身に著しい負担として人事委員会規則で定めるもの 日額　4,000円以内）

（５）時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	3,416,224　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	637　千円
支給実績（令和４年度決算）	3,599,233　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	682　千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教職員等、制度上時間外勤務手当の対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（６）その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額 （令和５年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		869,293 千円	783 千円
初任給調整手当	次に掲げる職に新たに採用された職員に、次に定める額を超えない範囲内の額を、採用日から次に定める期間、１年を経過するごとにその額を減じて支給 (1)医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額415,600円　35年以内 (2)獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額50,000円　15年以内 (3)医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額51,100円　35年以内	異なる	支給対象に獣医師を含めている	72,502 千円	980 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子　10,000円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子１人につき5,000円を加算 (2)子以外　6,500円 ※行政職給料表8級職員等は3,500円 ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		1,144,381 千円	248 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下　家賃額－14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 (家賃額－25,000円)×1/2＋11,000円 ③家賃59,000円以上　28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	異なる	支給対象家賃下限	813,553 千円	309 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃等相当額 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	異なる	・交通機関等利用の場合の全額支給限度額 ・自動車等使用の場合の手当単価 ・特別料金加算額の算定方法及び限度額	1,288,081 千円	125 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 30,000円＋距離に応じた額（70,000円以内）	同じ		66,723 千円	422 千円
休日給	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給 [勤務１時間当たりの給与額]×(125/100～150/100)	同じ		340,311 千円	64 千円

管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 　勤務１回につき　12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合に支給 　勤務１回につき　6,000円以内	同じ		14,823 千円	13 千円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 （給料＋扶養手当）×20/100以内	同じ		18,027 千円	244 千円
農林漁業普及指導手当	農業改良助長法第8条第1項に規定する普及指導員、森林法第187条第1項に規定する林業普及指導員及び沿岸漁業等の改良普及に関する業務に従事する職員に支給 　給料月額×12/100以内			22,563 千円	240 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 　１日につき　6,620円以内			0 千円	0 千円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 　[勤務１時間当たりの給与額]×25/100	同じ		時間外勤務手当に含む	
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給 　月額8,000円以内 ※学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、前掲の教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において支給			419,977 千円	60 千円
産業教育手当	教育職員のうち、農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師で高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習又は工業若しくは工業実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者が、当該農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任する場合に支給 　給料月額×5/100以内（定時制通信教育手当との併給者3/100）			39,569 千円	209 千円
定時制通信教育手当	高等学校で、定時制の課程を置くもの又は通信教育を行うものの校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教員に支給 ①定時制課程（夜間）、通信教育課程 　給料月額×5/100（管理職手当受給者4/100） ②定時制課程（昼間） 　給料月額×3/100（管理職手当受給者2/100）			22,398 千円	191 千円
へき地手当	へき地学校等に勤務する学校職員に支給 （給料＋扶養手当）×20/100以内			36,635 千円	258 千円

５　特別職の報酬等の状況（令和６年４月１日現在）

区分		給料月額等		
給料	知事	1,300,000　円		
	副知事	990,000　円		
報酬	議長	950,000　円		
	副議長	860,000　円		
	議員	810,000　円		
期末手当	知事	（令和５年度支給割合）		
	副知事	3.40　月分		
	議長	（令和５年度支給割合）		
	副議長	3.40　月分		
	議員			
退職手当		（算定方式）	（１期の手当額）	（支給時期）
	知事	130万円×在職月数×50/100	31,200,000　円	任期毎
	副知事	99万円×在職月数×40/100	19,008,000　円	任期毎
	備考	令和５年５月１８日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。		

（注）１　給料月額等について、知事は平成１９年１１月から令和６年３月までは２５％減額した額を、
副知事は平成２６年４月から令和６年３月までは１０％減額した額を、
議長は平成２９年４月から令和６年３月までは３万円減額した額を、
副議長及び議員は平成２９年４月から令和６年３月までは２万円減額した額を支給した。
また、知事、副知事の期末手当について、平成１９年１１月から平成２６年３月までは減額後の額を基礎として支給した。

２　退職手当の「１期の手当額」は、令和６年４月１日現在の支給率に基づき、
１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

６　公営企業職員の状況

（１）電気事業

ア　職員給与費の状況

（ア）決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和４年度の総費用に占める職員給与費比率
令和５年度	千円 3,100,938	千円 457,378	千円 876,350	% 28.3	% 30.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和５年度	人 96	千円 389,257	千円 77,760	千円 155,051	千円 622,068	千円 6,480

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

（イ）特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	－	約１０％減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	－	１０％減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	７％～１０％減額	１５％減額
平成23年4月1日～平成25年3月31日	１％～５％減額	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	３％～１０％減額	１０％減額

（注）　平成２５年１２月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を５％減額。

イ　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳島県（電気事業）	43.1　歳	345,562　円	557,497　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ　職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

徳島県（電気事業）	徳　　島　　県
１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,615　千円	１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,691　千円
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　２３～２５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　１０～２５％

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

（イ）退職手当（令和６年４月１日現在）

徳島県　（電気事業・工業用水道事業）			徳　　島　　県		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （２％～４５％加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （２％～４５％加算）	
１人当たり平均支給額	11,052　千円	21,923　千円	１人当たり平均支給額	2,656　千円	22,445　千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

（ウ）地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			6,643　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			69　千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	1.7　％	96　人	1.7　％

（エ）特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	6,360　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	78　千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）	70.1　％
手当の種類（手当数）	7

手当の名称	支給対象	支給実績 （令和５年度決算）	左記職員に対する 支給単価
危険作業手当	総合管理推進センター等に勤務する職員が特に危険を伴うおそれのある特殊な作業に従事したとき	0 千円	１時間　100円～170円
交替勤務手当	総合管理推進センターに勤務する職員が交替勤務に従事したとき	3,413 千円	超過勤務手当相当額×(10/100～30/100)
発電給水業務手当	(1)電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき (2)総合管理推進センターに勤務する技術系職員が電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき	2,915 千円	(1)日額　650円 (2)日額　750円
用地取得等交渉業務手当	職員が土地の取得等に関し権利者と直接接して行う交渉業務に従事したとき	2 千円	日額　750円
特殊自動車等運転作業手当	職員が傾斜地、不整地等において道路運送車両法施行規則別表第一に掲げる大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転作業に従事したとき	0 千円	日額　300円
ダム管理責任業務手当	河川法第５０条第１項に規定する管理主任技術者が、洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時に主任技術者としての業務に従事したとき	0 千円	日額　600円
災害時支援業務等手当	災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る業務に従事したとき	29 千円	日額　1,080円

（オ）時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	40,246　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	457　千円
支給実績（令和４年度決算）	41,721　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	469　千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（カ）その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額 （令和５年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		8,146 千円	1,018 千円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給　月額2,500円	同じ		0 千円	0 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子　10,000円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子１人につき5,000円を加算 (2)子以外　6,500円 ※行政職給料表8級職員等は3,500円 ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		13,073 千円	256 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下　家賃額－14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 （家賃額－25,000円）×1/2＋11,000円 ③家賃59,000円以上　28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	同じ		5,699 千円	317 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃等相当額 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	同じ		8,824 千円	147 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 30,000円＋距離に応じた額（70,000円以内）	同じ		1,020 千円	340 千円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 （給料＋扶養手当）×8/100	同じ		4,856 千円	304 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 ［勤務１時間当たりの給与額］×25/100	同じ		0 千円	0 千円
宿日直手当	宿直又は日直の勤務に従事したときに支給 予算の範囲内で定める額	同じ		2,200 千円	37 千円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務１回につき　12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合に支給 勤務１回につき　6,000円以内	同じ		184 千円	61 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 １日につき　6,620円以内	同じ		0 千円	0 千円

（２）工業用水道事業

ア　職員給与費の状況

（ア）決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和４年度の総費用に占める職員給与費比率
令和５年度	千円 1,114,389	千円 1,594	千円 125,647	% 11.3	% 16.7

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和５年度	人 17	千円 70,407	千円 14,192	千円 19,096	千円 103,695	千円 6,100

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

（イ）特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	－	約１０％減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	－	１０％減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	７％～１０％減額	１５％減額
平成23年4月1日～平成25年3月31日	１％～５％減額	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	３％～１０％減額	１０％減額

（注）　平成２５年１２月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を５％減額。

イ　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

区　　分	平　均　年　齢	基本給	平均月収額
徳島県（工業用水道事業）	40.8　歳	342,798　円	500,289　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ　職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

徳島県（工業用水道事業）	徳　　島　　県
１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,123　千円	１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,691　千円
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　２３～２５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　１０～２５％

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

（イ）退職手当（令和６年４月１日現在）

徳島県　（電気事業・工業用水道事業）			徳　　島　　県		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （２％～４５％加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （２％～４５％加算）	
１人当たり平均支給額	11,052　千円	21,923　千円	１人当たり平均支給額	2,656　千円	22,445　千円

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

（ウ）地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			1,208　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			71　千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	1.7　％	17　人	1.7　％

（エ）特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	3,879　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	204　千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）	79.2　％
手当の種類（手当数）	6

手当の名称	支給対象	支給実績 （令和５年度決算）	左記職員に対する 支給単価
危険作業手当	総合管理推進センター等に勤務する職員が特に危険を伴うおそれのある特殊な作業に従事したとき	0 千円	１時間　100円～170円
交替勤務手当	総合管理推進センターに勤務する職員が交替勤務に従事したとき	3,122 千円	超過勤務手当相当額×(10/100～30/100)
発電給水業務手当	(1)電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき (2)総合管理推進センターに勤務する技術系職員が電気事業及び工業用水道事業に係る業務に従事したとき	752 千円	(1)日額　650円 (2)日額　750円
用地取得等交渉業務手当	職員が土地の取得等に関し権利者と直接接して行う交渉業務に従事したとき	0 千円	日額　750円
特殊自動車等運転作業手当	職員が傾斜地、不整地等において道路運送車両法施行規則別表第一に掲げる大型特殊自動車又は小型特殊自動車の運転作業に従事したとき	0 千円	日額　300円
災害時支援業務等手当	災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る業務に従事したとき	5 千円	日額　1,080円

（オ）時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	5,302　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	353　千円
支給実績（令和４年度決算）	7,105　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	508　千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

（カ）その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額 （令和５年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		1,838 千円	919 千円
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に支給　月額2,500円	同じ		0 千円	0 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子　10,000円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子１人につき5,000円を加算 (2)子以外　6,500円 ※行政職給料表8級職員等は3,500円 ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		1,639 千円	328 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下　家賃額－14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 （家賃額－25,000円）×1/2＋11,000円 ③家賃59,000円以上　28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	同じ		910 千円	455 千円
通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位期間に係る運賃等相当額 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 ※54km以上は4kmごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	同じ		1,938 千円	138 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 30,000円＋距離に応じた額（70,000円以内）	同じ		0 千円	0 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 ［勤務１時間当たりの給与額］×25/100	同じ		0 千円	0 千円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務１回につき　12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合に支給 勤務１回につき　6,000円以内	同じ		10 千円	10 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 １日につき　6,620円以内	同じ		0 千円	0 千円

（３）病院事業

ア　職員給与費の状況

（ア）決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B／A	（参考） 令和４年度の総費用に占める職員給与費比率
令和５年度	千円 28,964,880	千円 △ 2,501,832	千円 11,868,456	% 41.0	% 41.3

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B／A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和５年度	人 1,178	千円 4,533,105	千円 2,717,877	千円 1,913,328	千円 9,164,310	千円 7,780

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。

２　職員数については、令和６年３月３１日現在の人数である。

３　職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。

（イ）特記事項

期間	給料	管理職手当
平成16年4月1日～平成19年3月31日	－	約１０％減率
平成19年4月1日～平成19年12月31日	－	１０％減額
平成20年1月1日～平成23年3月31日	７％～１０％減額（医師を除く）	１５％減額 （医師については１０％減額）
平成23年4月1日～平成25年3月31日	１％～５％減額（医師を除く）	
平成25年7月1日～平成26年3月31日	３％～１０％減額（医師を除く）	１０％減額

（注）　平成２５年１２月期については、管理職員に係る期末・勤勉手当を５％減額。（医師を除く）

イ　職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和６年４月１日現在）

（ア）医師

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳島県	43.1　歳	569,651　円	1,483,551　円

（イ）看護師

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳島県	38.5　歳	333,941　円	548,928　円

（ウ）事務

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
徳島県	40.3　歳	319,534　円	573,866　円

（注）　平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ　職員の手当の状況

（ア）期末手当・勤勉手当

徳島県（病院事業）	徳　　島　　県
１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,626　千円	１人当たり平均支給額（令和５年度） 1,691　千円
（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分	（令和５年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (1.375) 月分　(0.975) 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　２３～２５％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　５～２０％ ・管理職加算　１０～２５％

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

（イ）退職手当（令和６年４月１日現在）

徳島県（病院事業）			徳　　島　　県		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続２０年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続２５年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続３５年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（２％～４５％加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（２％～４５％加算）	
１人当たり平均支給額	1,484　千円	18,985　千円	１人当たり平均支給額	2,656　千円	22,445　千円

（注）１　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和５年度に退職した職員に支給された平均額である。

（ウ）地域手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）			217,286　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）			179　千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
県内全市町村	1.7　％	1,050　人	1.7　％
医師	16　％	162　人	16　％

（エ）特殊勤務手当（令和６年４月１日現在）

支給実績（令和５年度決算）	384,906　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	407　千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和５年度）	80.4　　％
手当の種類（手当数）	9

手当の名称	支給対象	支給実績 （令和５年度決算）	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫等作業手当	(1)感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合における感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したとき (2)感染症の病原体に汚染されている区域における感染症の患者の診療、看護若しくは入院のための移送の業務又は感染症の病原体に汚染された物件等の処理作業に従事したとき	18,539 千円	(2)の患者の入院のための移送業務に従事した場合 日額　550円 ※このうち、心身に著しい負担を与える業務であって感染症の患者に接して行う者に従事した場合　日額1,100円 (1)(2)に掲げる作業又は業務に従事した場合（前号に掲げる場合を除く） 日額　310円 ※このうち、心身に著しい負担を与える作業であって感染症の患者又は感染症の疑いのある患者に接して行うものに従事した場合は、日額620円
放射線取扱手当	(1)月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が、100マイクロシーベルト以上であったことが、測定により認められた業務に従事したとき (2)放射線機器を使用して、エックス線等を人体に対して照射する作業を行う際に従事する診療又は介助若しくは介護の業務に従事したとき	3,582 千円	日額　350円
死体処理手当	病院に勤務する職員のうち医療職給料表(一)の適用を受ける職員以外の職員が死体解剖の補助作業に従事したとき	23 千円	1体　2,500円

医療等業務手当	(1)病院に勤務する助産師、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、診療エックス線技師等が、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる看護等の業務又は救命救急センターにおける救急医療等に関する業務に従事したとき (2)病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、特に高度又は困難な看護業務に従事したとき (3)病院に勤務する医師等が、正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で救急医療等の業務に従事したとき (4)病院に勤務する医師等のうち管理者が定める職員が、救急患者に対処するために待機したとき (5)病院に勤務する医師（管理者が定める職員に限る。）又は歯科医師が、県立病院又は公立の医療施設相互の間で行う診療の応援業務に従事したとき (6)管理職手当の支給を受ける医師又は歯科医師が、正規の勤務時間外において、解剖、手術、救急医療又は容態が著しく悪化した患者の診療業務等に従事したとき (7)病院に勤務する医師又は歯科医師（医師法第16条の2第1項の医師を除く。）が、宿日直勤務において、救急医療の業務に従事したとき (8)病院に勤務する医師のうち管理者の定める職員が、県立病院又は公立の医療施設で分べん業務に従事したとき (9)医師（初期研修医に限る。）が正規の勤務時間外において、職員の日直勤務に準じた勤務に服したとき (10)管理者が指定する専門看護師又は認定看護師として認定されている職員及びこれに準ずると管理者が認める資格を有する職員が、その専門性に関する業務、研究又は指導に従事したとき	360,772 千円	(1) Ⅰその勤務1回につき、次に掲げる区分に応じて定める額 ①その勤務時間が深夜の全部を含む場合　7,300円 ②深夜における勤務時間が4時間以上である場合(前号に掲げる場合を除く)　3,550円（月８回超のとき4,550円） ③深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合　3,100円（月８回超のとき4,100円） ④深夜における勤務時間が2時間未満である場合　2,150円（月８回超のとき2,950円） Ⅱ深夜勤務の交替に伴う通勤を行う場合には次の額を支給 通勤距離が片道5km未満　１回380円 通勤距離が片道5km以上10km未満　１回760円 通勤距離が片道10km以上　１回1,140円 (2)日額　350円 (3)勤務１回につき　1,620円(訪問看護に従事する場合は3,240円) (4)待機１回につき ①　②③以外の場合　810円 ②待機時間が18時間を超える場合　1,220円 ③待機時間が5時間未満の場合　410円 （訪問看護のために待機する場合は各手当額の100/100の額を加算） (5) ①勤務１回につき　13,000円 （当直勤務は7,000円） ②同一の二次保健医療圏内の場合は勤務１回につき　6,500円 （当直勤務は3,500円） (6)１時間につき　3,800円（宿直体制に係る勤務の場合は6,300円、日直体制に係る勤務の場合は7,000円） (7)勤務１回につき　12,400円以内（宿直勤務） 勤務１回につき　9,000円以内（日直勤務） (8)業務１回につき　10,000円 (9)勤務１回につき　5,000円 (10)日額　350円（専門看護師、特定認定看護師） 日額　150円（上記以外の資格）
有害物取扱手当	(1)有害物を使用して、健康を害するおそれがあると認められる程度の試験、研究又は検査の作業に従事したとき (2)病院の薬剤師が管理者が定める調剤業務に従事したとき	368 千円	日額　310円
用地取得等交渉業務手当	土地の取得等に関し、権利者と直接接して行う交渉業務に従事したとき	0 千円	日額　750円

航空機搭乗業務手当	職員が航空機に搭乗し、救急医療業務に従事したとき	1,452 千円	搭乗１回につき　1,900円
災害応急業務等手当	職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置された県外の地方公共団体の区域内において行う災害応急対策に係る業務のうち、次の業務に従事したときに支給。 (1) 災害応急対策に係る連絡調整の業務、避難所運営の業務、罹災照明に係る家屋調査の業務又はこれらに相当する業務 (2) 徳島県及び災害医療活動を行う団体等からの要請に基づく医療救護活動等の業務	170 千円	ア　基本額 業務に従事した日一日につき1,080円 イ　加算額 （ア）日没時から日出時までの間に行われた場合…　基本額の100分の50に相当する額を加算 （イ）管理者が特に危険であると認める区域で行われた場合…　基本額の100分の100に相当する額を加算
ドクターカー搭乗救急医療手当	県又は消防機関等からの要請によりドクターカーに搭乗し、現場又は搬送途上において、患者の救護に従事したとき	0 千円	日額　350円

（オ）時間外勤務手当

支給実績（令和５年度決算）	955,246　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和５年度決算）	877　千円
支給実績（令和４年度決算）	853,945　千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	802　千円

（注）１　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

（カ）その他の手当（令和６年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和５年度決算）	支給職員１人当たり平均支給年額 （令和５年度決算）
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ		86,305 千円	992 千円
初任給調整手当	次の職に新たに採用された職員に対して、その額を超えない範囲内で１年を経過するごとにその額を減じて支給 ・医療職給料表（一）の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職 月額414,500円	異なる	医師等の専門性に関する資格等を有する職員のうち、職務にその資格が直接役立つと管理者が認めた場合の支給額	537,755 千円	3,319 千円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (1)子　10,000円 ※満16歳年度初め～満22歳年度末にある子がいる場合は、子１人につき5,000円を加算 (2)子以外　6,500円 ※行政職給料表8級職員等は3,500円 ※行政職給料表9級職員等は支給なし	同じ		108,327 千円	245 千円
住居手当	(1)自ら居住するための住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 ①家賃25,000円以下　家賃額－14,000円 ②家賃25,000円超～59,000円未満 （家賃額－25,000円）×1/2＋11,000円 ③家賃59,000円以上　28,000円 (2)単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する住宅を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っている職員に支給 (1)の手当額の1/2	同じ		92,500 千円	287 千円

通勤手当	(1)通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給 　支給単位期間に係る運賃等相当額 (2)通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員に支給 　片道の使用距離に応じ4,200円～37,500円 　※54㎞以上は4㎞ごとに2,800円を加算 (3)公署を異にする異動等に伴い通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で、通勤のため特別急行列車等を利用しその特別料金等を負担することを常例とする職員に支給 　支給単位に係る特別料金等の相当額(高速自動車国道及び通勤用定期乗車券以外の乗車券による特別急行列車の利用は実績に基づく額)	同じ		126,114 千円	146 千円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員等に支給 　30,000円＋距離に応じた額（70,000円以内）	同じ		8,268 千円	486 千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給 　[勤務１時間当たりの給与額]×25/100	同じ		88,886 千円	151 千円
宿日直手当	宿直又は日直の勤務に従事した場合に支給 ・次に掲げる宿直又は日直の勤務１回につきそれぞれ定める額（勤務時間が５時間未満の場合は、それぞれ定める額に50/100を乗じた額） ①入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務 (ｱ)主として救急患者に対処するための勤務の場合 　33,000円（管理職手当の支給を受ける職員が行うものは40,000円） (ｲ)主として入院患者に対処するための勤務の場合 　25,000円（管理職手当の支給を受ける職員が行うものは30,000円） ②救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の看護業務、医療技術業務又は事務を行うための宿直勤務又は日直勤務　6,100円 ③看護業務の管理又は監督のための看護師長等の宿直勤務　7,400円 ④上記以外の宿直勤務又は日直勤務　4,400円	同じ		173,195 千円	1,560 千円
管理職員特別勤務手当	(1)管理職手当受給者が公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に支給 　勤務１回につき　12,000円以内 (2)管理職手当受給者が臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合に支給 　勤務１回につき　6,000円以内	同じ		5,104 千円	59 千円
災害派遣手当	災害対策基本法第32条第1項又は大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて県の区域内に滞在することを要するものに支給 　１日につき　6,620円以内	同じ		0 千円	0 千円

第４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

１　勤務時間の状況

(1) 知事部局等・教育委員会・公営企業の状況

職員の１週間の勤務時間は３８時間４５分であり、１日の勤務時間は午前８時３０分から午後５時１５分までである（公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員等を除く）。また、休憩時間は午後零時から午後１時までである。

なお、令和３年度からは、「長時間労働の是正」と「ワークライフバランスの確立」をより一層推進するため、「多様な勤務形態」を導入し、公務運営上支障が生じないことを前提として勤務形態を「全６形態」に拡充した。

(2) 警察本部の状況

職員の１週間の勤務時間は３８時間４５分であり、１日の勤務時間は午前８時３０分から午後５時１５分までである。また、休憩時間は午後零時から午後１時までである。

なお、職員の多様な働き方に対応しワークライフバランスの推進を目的として時差出勤（９パターン）を行っている。

２　休暇の状況

(1) 年次有給休暇

職員には、１年を通じて２０日間の年次有給休暇が与えられる。当該年に与えられた年次有給休暇の日数のうち、その年に使用しなかった日数がある場合は、翌年に限りこの残日数を繰り越して使用することができる。

(2) 病気休暇

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇である。病気休暇が承認される期間は、公務又は通勤に起因する傷病の場合、その他の私傷病の場合等、病気の発生事由又は病気の種類により区分された期間の範囲内において、休養を要する程度に応じ、最小限度必要と認める日又は時間である。

(3) 特別休暇

特別休暇は、選挙権の行使、官公署の呼出しに応じる場合、出産その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合として人事委員会規則等で定める場合における休暇である。

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合には、介護休暇が付与される。介護休暇については、その勤務しない１時間につき、勤務時間１時間当たりの給与額が減額される。

３　育児短時間勤務の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次のいずれかの勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務することができる。

なお、育児短時間勤務職員の給与は、１週間当たりの勤務時間数に応じた額となる。

号	週休日	勤務日・時間
1	土、日	月～金に３時間５５分ずつ（計１９時間３５分勤務）
2	土、日	月～金に４時間５５分ずつ（計２４時間３５分勤務）
3	土、日と月～金のうち２日	残り３日に７時間４５分ずつ（計２３時間１５分勤務）
4	土、日と月～金のうち２日	残り３日のうち２日に７時間４５分ずつ、１日に３時間５５分（計１９時間２５分勤務）
5	１９時間２５分～２４時間３５分の範囲内で育休条例第１２条に規定する勤務形態（※交代制等勤務職員のみ対象）	

第５　職員の休業の状況

１　育児休業の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、当該職員の３歳に満たない子を養育するため、当該子が３歳に達するまで、育児休業をすることができる。育児休業をしている期間については、給与は支給されない。

また、任命権者は職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、１日を通じて２時間を超えない範囲内で、勤務しないことを承認することができる。部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額が減額される。

【育児休業等の取得状況】

		令和５年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	部分休業取得者数
知事部局等	男性	70	48	2	2
	女性	40	40	4	50
教育委員会	男性	138	37	0	2
	女性	184	184	18	50
警察本部	男性	82	20	0	0
	女性	10	10	0	3
公営企業	男性	17	9	0	0
	女性	38	38	2	19
計	男性	307	114	2	4
	女性	272	272	24	122
総合計		579	386	26	126

※取得者数は、令和5年度に新たに育児休業、部分休業又は育児短時間勤務を取得した職員数

２　自己啓発休業の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、大学等課程の履修又は国際貢献活動等に参加するための休業をすることができる。自己啓発休業をしている期間については、給与は支給されない。

３　配偶者同行休業の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、外国での勤務等により外国で生活する配偶者と生活を共にするための休業をすることができる。配偶者同行休業をしている期間については、給与は支給されない。

４　修学部分休業の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、大学等の教育施設における修学するための休業をすることができる。修学部分休業をしている期間については、給与は支給されない。

５　高齢者部分休業の状況

職員は、任命権者の承認を受けて、５５歳以降に１週間の勤務時間の一部を休業することができる。高齢者部分休業をしている期間については、給与は支給されない。

第６　職員の分限及び懲戒処分の状況

１　分限の状況

職員がその職責を十分に果たすことを期待できない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分であり、その種類は、免職、休職、降任、降給である。

２　懲戒の状況

職員の義務違反に対し地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持する目的で、職員にその道義的責任を負わせる不利益処分であり、その種類は、免職、停職、減給、戒告である。

（令和５年度分限及び懲戒処分件数）

区　分	分　限	懲　戒
知事部局等	95	4
教育委員会	103	4
警察本部	7	4
公営企業	57	0
計	262	12

第７　職員の服務の状況

１　職務専念義務の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがあって例外が認められる場合のほかは、その勤務時間中は、職務上の注意力のすべてを自己の職責遂行のために用い、自己が勤務する地方公共団体がなすべき責めを有する職務にのみ従事しなければならない。職務専念義務の例外として認められている場合に、法律に定めがある場合(休職等)、条例に定めがある場合（研修を受ける場合等）等がある。

２　営利企業等の従事制限の状況

職員は、公共の利益のために勤務し、全力を挙げて職務に専念しなければならないことから、勤務時間の内外を問わず、原則として営利企業等を営むことは許されない。但し、任命権者が、許可の基準（職務の遂行に支障がないこと、その職員の職との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと、法の精神に反しないこと）と照らしてさしつかえないと認めて許可を与えた場合に限り認められる。

第８　職員の退職管理の状況

令和５年度に徳島県を退職した者のうち徳島県全体で、再任用職員や非常勤職員等として再度徳島県に就職した者、行政連携団体等の県の関係団体に再就職した者及びその他民間等に再就職した者を合わせて１３６名が再就職している。

区　分	県	県の関係団体	その他	合計
知事部局等	22	15	6	43
教育委員会	35	1	21	57
警察本部	14	3	10	27
公営企業	7	0	2	9
計	78	19	39	136

第９　職員の研修の状況

１　知事部局等（公営企業含む）の状況

(1) 自治研修センター研修（令和５年度）

徳島県自治研修センターにおいて、次の区分により実施した。

ア　一般研修

職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能その他基礎的教養を一般的に習得させることを目的として行うものであり、階層別に行う「合同研修」として新規採用職員研修、係長研修等９研修を実施したほか、多様な選択課目の中から職務内容や適性に応じて研修課目を選択できる「単位研修」として、自治体ＤＸ推進講座、ＳＤＧｓ講座等２５研修を実施した。

イ　特別研修

職員がその職務を遂行するために必要な専門的な知識又は技能を習得させること及び職員の一般的な教養を高めることを目的として行うものであり、会計・契約実務研修、人事評価研修等４研修を実施した。

区　分		実施回数	受講延日数（日）	受講人員（人）
一般研修		37	70	1,788
	合同研修	9	40	1,238
	単位研修	28	30	550
特別研修		6	6	520

(2) 派遣研修（令和５年度）

職員を、一定期間、国や他県、大学等の教育研究機関などに派遣して必要な知識及び技能等を習得させることを目的として行うものであり、財務省、外務省や四国の他県、団体などの３３機関に４９名を、また、自治大学校をはじめとした各種教育研究機関等に２９名を派遣した。

また、企業局においては国機関に１名を、病院局においては、教育研究機関等に７名を派遣した。

２　教育委員会の状況

自治研修センター研修のほか、次のとおり研修を実施した。

(1) 総合教育センター等研修（令和５年度）

徳島県立総合教育センター等において、次の区分により実施した。

ア　基本・職務研修

教育者としての使命の自覚と責任感の高揚を図るとともに、資質及び指導力の向上を図ることを目的として、教職員の経験年数及び職務別に行うものであり、フレッシュ研修、ミドルリーダー研修、学校リーダー研修等５５講座を８，１３１名に対して実施した。

イ　特別・推薦研修

教育委員会や学校からの推薦を受けて実施するもので、リーダーシップ養成研修、教育課程研究集会等２４講座を３，９４０名に対して実施した。

ウ　希望研修

今日的な教育課題や教科指導、情報教育に関して受講者の希望により受講できるもので、学校カウンセリングゼミナール、楽しい食育研修講座、各教科、情報教育研修等９講座を３１７名に対して実施した。

(2) 派遣研修（令和５年度）

教員を、一定期間、大学、研究所等の教育研究機関、児童福祉施設や社会教育施設、民間企業などに派遣して、幅広い視野に立った識見の獲得、実践的指導能力の向上、さらに他の教員への効果の波及を図ることを目的として行うものであり、鳴門教育大学大学院に５０名、研究所等の教育研究機関に２７名、児童福祉施設等に８名、民間企業に１名、合計８６名を派遣し研修を実施させた。

３　警察本部の状況

(1) 徳島県警察学校（令和５年度）

徳島県警察学校において、次の区分により実施した。

ア　階級別の研修

職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能その他基礎的教養を一般的に習得させることを目的として階級別に行うものであり、初任科、初任補修科、警部補任用科等７研修を１１６名に対して実施した。

イ　その他の研修

職員がその職務を遂行するために必要な専門的知識又は技能を習得させること及び職員の一般的な教養を高めることを目的として行うものであり、部門別任用科、専科等２８研修を２５９名に対して実施した。

(2) 派遣研修（令和５年度）

職員として必要な知識及び技能等を習得させるため、職員を一定期間、警察大学校や中国四国管区警察学校をはじめとした各管区警察学校等７機関に２０５名を派遣し研修を実施した。

区　分	実施回数	受講延日数（日）	受講人員（人）
階層別の研修	7	670	116
その他の研修	28	259	264
派遣研修	135	2,886	205

第１０　職員の福祉の状況

１　安全衛生管理体制の状況（令和５年度）

労働安全衛生法等に基づき、職員の安全衛生管理組織の確立、健康管理の徹底及び快適な職場環境の形成を図るため、次の安全衛生管理体制を整えた。

区　分	委員会名	設置数
知事部局等	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	10
	安全衛生委員会	5
教育委員会	総括安全衛生委員会	1
	衛生委員会	32
警察本部	衛生委員会	14
公営企業	総括安全衛生委員会	2
	衛生委員会	4
	安全衛生委員会	1

２　健康診断事業の状況（令和５年度）

労働安全衛生法等に基づき、職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るため、定期健康診断及びその他の健康診断を実施した。

区　分	主な実施事業	定期健康診断受診率 （人間ドックによるものを含む）
知事部局等 ・ 公営企業	定期健康診断、各種がん検診、骨粗しょう症検診、特定業務従事者健康診断、人間ドック、歯科健診、ストレスチェック等	91.67%
教育委員会	定期健康診断、特定業務従事者健康診断、人間ドック、各種がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳）、ストレスチェック	98.79%
警察本部	定期健康診断、特定業務従事者健康診断、人間ドック等	100%

3　健康推進事業の状況（令和５年度）

区　分	主な実施事業
知事部局等・公営企業	○健康相談（定期健康診断等事後指導439件、健康相談等146件） ○メンタルヘルス事業（こころリフレッシュ相談、嘱託医によるメンタル　ヘルス相談、職場復帰支援制度、メンタルヘルスセルフチェックシステ　ム、メンタルヘルス研修(一般、実務者、管理職)、徳島県職員気軽にな　んでも相談） ○健康管理啓発事業（過重労働者及び高ストレス者に対する医師面接指導、予防接種事業） ○受動喫煙防止対策支援事業及び禁煙サポート事業
教育委員会	○健康相談（定期健康診断事後指導9件、定期健康相談22件） ○メンタルヘルス事業（教職員相談事業（メンタルヘルスカウンセリング　・メンタルヘルス出前講座）、フレッシュ研修（初任者）、メンタルヘルス管理者支援講座、教職員職場復帰支援事業、教職員復帰審査会） ○健康管理啓発事業（長時間労働者及び高ストレス者に対する医師面接指　導）
警察本部	○健康相談（定期健康診断事後指導58件、定期健康相談3件） ○メンタルヘルス事業（ストレスチェック、メンタルヘルス相談事業、メ　ンタルヘルス教養） ○健康管理啓発事業（巡回健康相談における減酒・禁煙支援、アルコール　体質検査事業、部内機関誌へ啓発記事掲載）

4　互助会制度の状況

徳島県職員互助団体に関する条例のほか、徳島県職員互助会、一般財団法人徳島県教職員互助組合及び徳島県警察職員互助会の諸規程に基づき、福利厚生事業を実施した。

なお、平成１８年度から、各職員互助会への県費補助金は、廃止するとともに、各種事業の抜本的な見直しを行った。

(1) 会員数（令和６年４月１日現在）

区　分	互助会名	会員数
知事部局等・公営企業	徳島県職員互助会	4,758
教育委員会	(一財) 徳島県教職員互助組合	7,999
警察本部	徳島県警察職員互助会	1,943

(2) 財源

区　分		会員掛金
知事部局等・公営企業	令和５年度決算額	108,216,505
	令和６年度予算額	110,889,000
教育委員会	令和５年度決算額	185,847,023
	令和６年度予算額	187,499,520
警察本部	令和５年度決算額	43,672,094
	令和６年度予算額	43,867,000

5　公務災害の状況

地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員災害補償基金徳島県支部が補償事務を実施した。

公務災害等の認定状況（令和５年度）

区　分	認定件数（件）		
	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	11	0	11
教育委員会	48	2	50
警察本部	27	0	27
公営企業	12	3	15
計	98	5	103

第１１　職員の利益の保護の状況

１　知事部局等・教育委員会・警察本部の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

(2) 不利益処分に関する審査請求

懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員は、人事委員会に対して審査請求をすることができる。

２　公営企業の状況

職員の苦情等を迅速、適正に解決するために公営企業と労働組合は、苦情処理共同調整会議を設けており、申立書が提出されたときは、会議において事実審理を行うこととされている。労働関係の紛争については、労働委員会によるあっせん、調停及び仲裁の制度が適用される。

第１　職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用及び昇任等は、採用試験、昇任試験、選考等による能力の実証に基づいて行うこととなっており、令和５年度におけるこれらの実施状況は次のとおりである。

１　採用試験

⑴　大学卒業程度

大学卒業程度の学力を有する者を対象にした試験であり、２０試験区分について実施した。

⑵　短期大学卒業程度

短期大学卒業程度の学力を有する者を対象にした試験であり、１試験区分について実施した。

⑶　高等学校卒業程度

高等学校卒業程度の学力を有する者を対象にした試験であり、７試験区分について実施した。

⑷　民間企業等職務経験者

徳島県外に本社・本庁等の所在地を置く民間企業等における職務経験を、通算して５年以上有し、県内に本社・本庁等の所在地を置く民間企業等において正規雇用労働者として雇用されている者以外の者を対象にした試験であり、５試験区分について実施した。

⑸　就職氷河期世代

「就職氷河期世代」を対象とした試験であり、２試験区分について実施した。

⑹　警察官

大学卒業者及び大学卒業見込みの者を対象とした「警察官Ａ（男性）」及び「警察官Ａ（女性）」の２試験区分と、それ以外の者を対象とした「警察官Ｂ（男性）」及び「警察官Ｂ（女性）」の２試験区分の、計４試験区分について実施した。

それぞれの試験の受験資格、試験方法及び実施状況については、以下のとおりである。

受験資格

<table>
<tr><td rowspan="2">大学卒業程度</td><td>行政事務
学校事務
警察事務
電気
電気（設備）
機械
機械（設備）
建築
総合土木
農業
農業（畜産）
林業
水産
薬剤師
管理栄養士
心理
保健師
化学
福祉
少年補導職員</td><td>次のいずれかに該当する者
(1)　昭和62年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
なお、総合土木については、平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者
薬剤師については、昭和62年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
保健師については、昭和62年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者
(2)　平成14年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">◎　薬剤師、管理栄養士、保健師及び福祉については、次の要件を満たしていること
(1)　薬剤師については、薬剤師免許を有する者又は令和6年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者
(2)　管理栄養士については、管理栄養士免許を有する者又は令和6年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者
(3)　保健師については、保健師免許を有する者又は令和6年6月30日までに当該免許を取得する見込みの者
(4)　福祉については、児童福祉司、児童自立支援専門員及び社会福祉主事のいずれかの任用資格を有する者又は令和6年3月31日までに当該任用資格を取得する見込みのある者</td></tr>
<tr><td>短期大学卒業程度</td><td>総合土木</td><td>平成11年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は、受験できない。</td></tr>
<tr><td>高等学校卒業程度</td><td>行政事務
学校事務
警察事務
電気
総合土木
農業
林業</td><td>(1)　平成14年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は、受験できない。
(2)　総合土木については、平成15年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は、受験できない。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">民間企業等職務経験者</td><td>行政事務
行政事務（DX）
建築
総合土木
保健師</td><td>次の(1)から(3)のいずれにも該当する者
(1)　昭和39年4月2日以降に生まれた者
(2)　令和5年7月31日時点において、徳島県外に本社・本庁等の所在地を置く民間企業等における職務経験を、通算5年以上有する者
(3)　令和5年7月31日時点において、「徳島県内に本社・本庁等の所在地を置く民間企業等において正規雇用労働者として雇用されている者」以外の者</td></tr>
<tr><td colspan="2">◎　建築及び保健師については、次の免許が必要
(1)　建築については、1級建築士又は2級建築士
(2)　保健師については、保健師免許</td></tr>
<tr><td>就職氷河期世代</td><td>行政事務
総合土木</td><td>次の(1)及び(2)に該当する者
(1)　昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者
(2)　令和5年７月31日時点において、「徳島県内に本社・本庁等の所在地を置く民間企業等において正規雇用労働者として雇用されている者」以外の者</td></tr>
</table>

警　察　官　A	昭和62年4月2日以降に生まれた者であって、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）
警　察　官　B	昭和62年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和6年3月31日までに卒業する見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。）は、受験できない。

試験方法

<table>
<tr><th rowspan="2">試験の種類</th><th colspan="3">第１次試験</th><th rowspan="2">第２次試験</th></tr>
<tr><th>種目</th><th>形式</th><th>時間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">大学卒業程度</td><td>教養試験</td><td>択一式</td><td>２時間30分</td><td rowspan="2">論文試験
口述試験
（個別面接）
（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ）
適性検査</td></tr>
<tr><td>専門試験</td><td>択一式</td><td>行政事務
２時間15分
その他
２時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">短期大学卒業程度</td><td>教養試験</td><td>択一式</td><td>２時間30分</td><td rowspan="5">論文試験
口述試験
（個別面接）
適性検査</td></tr>
<tr><td>専門試験</td><td>択一式</td><td>２時間</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高等学校卒業程度</td><td>教養試験</td><td>択一式</td><td>２時間</td></tr>
<tr><td rowspan="3">専門試験</td><td>択一式</td><td>電気・総合土木
２時間</td></tr>
<tr><td>短答式</td><td>農業
２時間</td></tr>
<tr><td>短答式
記述式</td><td>林業
２時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">民間企業等職務経験者</td><td>教養試験</td><td>択一式</td><td>２時間</td><td rowspan="4">論文試験
口述試験
（個別面接）
（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ）
適性検査</td></tr>
<tr><td>ｴﾝﾄﾘｰｼｰﾄ</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">就職氷河期世代</td><td>教養試験</td><td>択一式</td><td>２時間</td></tr>
<tr><td>ｴﾝﾄﾘｰｼｰﾄ</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">警察官Ａ
警察官Ｂ</td><td rowspan="2">教養試験</td><td rowspan="2">択一式</td><td>警Ａ
２時間30分</td><td rowspan="3">論文試験
口述試験
（個別面接）
適性検査
身体精密検査</td></tr>
<tr><td>警Ｂ
２時間</td></tr>
<tr><td>身体・体力検査</td><td>－</td><td>－</td></tr>
</table>

実施状況

試験区分		採用予定者数	申込者数 a	第１次試験 受験者数 b	第１次試験 受験率 b/a	第１次試験 合格者数 c	第１次試験 競争率 b/c	第２次試験 受験者数	第２次試験 最終合格者数 d	競争率 b/d
大学卒業程度	行政事務	52名程度	359	299	83.29%	119	2.51倍	104	79	3.78倍
	学校事務	4名程度	48	40	83.33%	12	3.33倍	11	8	5.00倍
	警察事務	5名程度	55	45	81.82%	15	3.00倍	15	13	3.46倍
	電気	1名程度	6	5	83.33%	5	1.00倍	5	2	2.50倍
	電気（設備）	2名程度	7	5	71.43%	4	1.25倍	4	3	1.67倍
	機械	1名程度	3	1	33.33%	0	－	0		－
	機械（設備）	1名程度	2	1	50.00%	1	1.00倍	1	1	1.00倍
	建築	4名程度	6	5	83.33%	3	1.67倍	3	3	1.67倍
	総合土木	25名程度	30	26	86.67%	20	1.30倍	19	18	1.44倍
	農業	12名程度	32	31	96.88%	22	1.41倍	22	16	1.94倍
	農業（畜産）	2名程度	2	2	100.00%	0	－	0		－
	林業	5名程度	8	5	62.50%	2	2.50倍	2	2	2.50倍
	水産	2名程度	7	5	71.43%	5	1.00倍	4	3	1.67倍
	薬剤師	5名程度	20	17	85.00%	10	1.70倍	10	7	2.43倍
	管理栄養士	1名程度	17	15	88.24%	5	3.00倍	5	3	5.00倍
	心理	4名程度	9	8	88.89%	6	1.33倍	5	5	1.60倍
	保健師	2名程度	17	15	88.24%	6	2.50倍	6	4	3.75倍
	化学	1名程度	9	6	66.67%	5	1.20倍	4	2	3.00倍
	福祉	8名程度	16	13	81.25%	13	1.00倍	13	11	1.18倍
	少年補導職員	1名程度	6	5	83.33%	1	5.00倍	1	1	5.00倍
	計	138名程度	659	549	83.31%	254	2.16倍	234	181	3.03倍
短大卒業程度	総合土木	2名程度	4	2	50.00%	2	1.00倍	2	2	1.00倍
	計	2名程度	4	2	50.00%	2	1.00倍	2	2	1.00倍
高校卒業程度	行政事務	4名程度	46	39	84.78%	8	4.88倍	8	6	6.50倍
	学校事務	2名程度	15	13	86.67%	6	2.17倍	6	5	2.60倍
	警察事務	4名程度	50	47	94.00%	12	3.92倍	12	10	4.70倍
	電気	1名程度	5	5	100.00%	3	1.67倍	3	3	1.67倍
	総合土木	5名程度	1	1	100.00%	1	1.00倍	1	1	1.00倍
	農業	1名程度	6	4	66.67%	2	2.00倍	2	2	2.00倍
	林業	2名程度	2	2	100.00%	2	1.00倍	2	2	1.00倍
	計	19名程度	125	111	88.80%	34	3.26倍	34	29	3.83倍
民間企業等職務経験者	行政事務	27名程度	109	73	66.97%	54	1.35倍	53	41	1.78倍
	行政事務(DX)	3名程度	5	2	40.00%	2	1.00倍	2	2	1.00倍
	建築	1名程度	1	1	100.00%	1	1.00倍	1	1	1.00倍
	総合土木	5名程度	5	5	100.00%	5	1.00倍	5	4	1.25倍
	保健師	1名程度	1		0.00%	0	－	0		－
	計	37名程度	121	81	66.94%	62	1.31倍	61	48	1.69倍
就職氷河期世代	行政事務	5名程度	91	65	71.43%	20	3.25倍	18	10	6.50倍
	総合土木	1名程度	3	2	66.67%	2	1.00倍	2	0	－
	計	6名程度	94	67	71.28%	22	3.05倍	20	10	6.70倍
総計		202名程度	1,003	810	80.76%	374	2.17倍	351	270	3.00倍

試験区分	採用予定者数	申込者数 a	第１次試験 受験者数 b	第１次試験 受験率 b/a	第１次試験 合格者数 c	第１次試験 競争率 b/c	第２次試験 受験者数	第２次試験 最終合格者数 d	競争率 b/d
警察官Ａ（男性）	12名程度	164	99	60.37%	38	2.61倍	34	25	3.96倍
警察官Ａ（女性）	9名程度	74	42	56.76%	27	1.56倍	21	21	2.00倍
警察官Ｂ（男性）	12名程度	135	82	60.74%	39	2.10倍	38	24	3.42倍
警察官Ｂ（女性）	9名程度	53	38	71.70%	33	1.15倍	31	23	1.65倍
計	42名程度	426	261	61.27%	137	1.91倍	124	93	2.81倍

区分	第１次試験	第１次試験合格発表	第２次試験 論文試験・適性検査	第２次試験 口述試験	最終合格発表
大学卒業程度	6月18日	6月28日	7月8日	7月14日～25日	8月3日
短大，高校卒業程度	9月24日	10月12日	10月23日	10月27日～31日	11月9日
民間企業等職務経験者，就職氷河期世代	9月24日	10月12日	9月24日	10月28日～11月5日	11月20日
警察官Ａ	7月9日	7月20日	7月31日	8月4日～7日	8月17日
警察官Ｂ	10月15日	10月26日	11月6日	11月10日～14日	11月20日

2　昇任試験

警察官のうち、警部、警部補及び巡査部長の階級への昇任について、次のとおり実施した。

実施状況　　（単位：人）

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>受験資格</th><th>方法</th><th>受付期間</th><th>試験日</th><th>申込者数</th><th>受験者数</th><th>合格者数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">警部</td><td rowspan="2">一般昇任試験</td><td>１次</td><td rowspan="2">警部補在級４年以上</td><td>論文式筆記</td><td rowspan="2">8月25日
～
9月 6日</td><td>9月27日</td><td rowspan="2">117</td><td>112</td><td rowspan="2">16</td></tr>
<tr><td>２次</td><td>口述・術科</td><td>11月1日</td><td>24</td></tr>
<tr><td rowspan="6">警部補</td><td rowspan="3">一般昇任試験</td><td>予備</td><td>巡査部長在級３年（大卒２年）以上</td><td>択一式筆記</td><td rowspan="3">4月 1日
～
4月 9日</td><td>4月27日</td><td rowspan="3">208
(31)</td><td>177</td><td rowspan="3">26</td></tr>
<tr><td>１次</td><td rowspan="2">巡査部長在級３年（同上）以上で予備試験合格者及び免除者</td><td>論文式筆記</td><td>5月20日</td><td>57</td></tr>
<tr><td>２次</td><td>口述・術科</td><td>6月 8日</td><td>35</td></tr>
<tr><td rowspan="3">専門昇任試験</td><td>予備</td><td>巡査部長在級７年以上</td><td>択一式筆記</td><td rowspan="3">4月 1日
～
4月 9日</td><td>4月27日</td><td rowspan="3">55
(5)</td><td>49</td><td rowspan="3">7</td></tr>
<tr><td>１次</td><td rowspan="2">巡査部長在級７年以上で予備試験合格者及び免除者</td><td>論文式筆記</td><td>5月20日</td><td>14</td></tr>
<tr><td>２次</td><td>口述・術科</td><td>6月 8日</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="6">巡査部長</td><td rowspan="3">一般昇任試験</td><td>予備</td><td>巡査在級５年（大卒２年・短大卒３年）以上</td><td>択一式筆記</td><td rowspan="3">4月 1日
～
4月 9日</td><td>4月26日</td><td rowspan="3">338
(17)</td><td>321</td><td rowspan="3">35</td></tr>
<tr><td>１次</td><td rowspan="2">巡査在級５年（同上）以上で予備試験合格者及び免除者</td><td>論文式筆記</td><td>5月19日</td><td>71</td></tr>
<tr><td>２次</td><td>口述・術科</td><td>6月7日</td><td>45</td></tr>
<tr><td rowspan="3">専門昇任試験</td><td>予備</td><td>巡査在級13年（大卒９年・短大卒11年）以上</td><td>択一式筆記</td><td rowspan="3">4月 1日
～
4月 9日</td><td>4月26日</td><td rowspan="3">55
(1)</td><td>54</td><td rowspan="3">6</td></tr>
<tr><td>１次</td><td rowspan="2">巡査在級13年（同上）以上で予備試験合格者及び免除者</td><td>論文式筆記</td><td>5月19日</td><td>11</td></tr>
<tr><td>２次</td><td>口述・術科</td><td>6月7日</td><td>8</td></tr>
<tr><td colspan="8">合　　計</td><td>773
(54)</td><td>予備
601
１次
265
２次
122</td><td>90</td></tr>
</table>

※申込欄の（ ）内数字は予備試験免除者で内数

3　選考

⑴　採用の選考

国又は他の地方公共団体に現に正式に任用されている者をもって補充しようとする職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職、職務の遂行能力についての順位の判定が困難な職等の採用について、次のとおり実施した。

実施状況　（単位：人）

区分	知事部局	病院局	企業局	教育委員会	警察本部	合計
部長級	6	0	0	1	0	7
課長級	2	1	0	6	1	10
課長補佐級	6	2	0	5	0	13
係長級	9	4	1	2	1	17
係員	147	85	0	1	2	235
合計	170	92	1	15	4	282

区分	警察本部
警視	3
警部	7
警部補	5
巡査部長	6
巡査	2
合計	23

⑵　障がい者を対象とした職員採用選考

障がい者の雇用の促進を図るため、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を対象として、選考考査を実施した。

実施状況　（単位：人）

区分	選考方法	受付期間	申込者数	選考日	受験者数	合格者数
行政事務 学校事務 警察事務	第１次選考 教養考査	8月3日 〜 8月21日	33	10月22日	30	17
	第２次選考 論文考査 適性検査 口述考査(個別面接)			10月22日 11月28日	13	4

4　昇任の選考及び転任の承認

役付職等への昇任の選考、異種と認められる職への転任の承認について、次のとおり実施した。

実施状況　（単位：人）

区分	知事部局	企業局	教育委員会	警察本部	計
部長級	10	1	2	0	13
課長級	6	0	10	0	16
課長補佐級	3	0	4	0	7
係長級	10	0	2	1	13
係員	0	0	0	0	0
合計	29	1	18	1	49

区分	警察本部
警視	3
警部	7
警部補	2
巡査部長	2
巡査	0
合計	14

第２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生制度その他の職員に関する制度について、調査研究を行い、議会及び知事に報告するとともに、給与制度については、毎年少なくとも１回給与決定上の諸条件の変化の状況を議会及び知事に報告し、必要に応じて勧告を行っている。

令和５年度は、１０月１０日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

１　人事行政に関する事項について

⑴　新しい時代を切り拓く組織力の強化

ア　有為な人材の確保

若年労働力人口の減少、コロナ禍からの回復に伴う民間企業における採用活動の活発化・早期化、学生の就業意識の多様化等を背景に、公務員の志望者数は全国的に減少傾向が続いており、本県においても技術系職種を中心に人材確保は厳しい状況となっている。

採用試験制度の見直しについて、本委員会では、即戦力となる優れた人材を確保するための民間企業等職務経験者を対象とした試験の創設や、新たな職種における試験区分の追加等を適宜行ってきており、令和５年度は、民間企業等職務経験者採用試験の受験資格要件の拡大を図ったところである。

また、任命権者においては、若手職員等で構成するプロジェクトチームを設置し、採用方法の見直しが検討されているところであり、新しい時代を見据えた採用方法について、任命権者とも連携して検討を進めたい。

採用広報活動について、本委員会では、これまでも対面に加え、ネット環境を利用したＷｅｂ説明会や職種ごとの個別相談会の開催、ＳＮＳによるタイムリーな情報発信に積極的に取り組むなど、活動の強化を図ってきたところであり、引き続き若者に訴求する手法の研究・活用をしながら、県職員として働くことの魅力や、やりがいをアピールできる機会を充実させ、学生等の志望意欲を喚起していく。

特に、人材の確保が難しい技術系職種への対応としては、従事する仕事の内容や入庁後のキャリアプランをより具体的にイメージできるような情報発信が重要であることから、任命権者とも連携し、インターンシップの充実をはじめ関係業界等の就職説明会への参加、大学等へのリクルート活動など、効果的な採用広報活動を展開する必要がある。

また、複雑化・高度化する行政課題への対応や、職員構成上の課題である中堅層の確保のため、国や他の地方自治体のほか、関係団体や民間企業等からの専門的知見を有する人材の活用を促進することも求められる。

今後とも、有為な人材の確保を図るため、採用試験制度も含めた採用の在り方について、不断の見直しを行っていきたい。

加えて、就職志望者を増やし、採用後の定着を促進するためには、本県職員として働きたい、働き続けたいと思える職場づくりが必要であり、多様で柔軟な勤務形態やワーク・ライフ・バランスの実現など､職員それぞれの働き方に応じて、やりがいを十分に感じることのできる職場環境づくりに取り組み、職場としての魅力を高めることも重要である。

イ　多様な職員の活躍促進

近年、若手職員や女性職員が増加するとともに、今後は定年引上げに伴い高齢層職員も増加するなど、職員構成はこれまで以上に変化していくことが想定される。

このような中、性別、年齢、障がいの有無等にかかわらず、多様な経験や価値観を有する全ての職員が能力を発揮できる環境整備が求められる。

（若手職員のやりがい向上）

若手職員がアイデアや意見を出しやすい風通しの良い職場づくりに努めるとともに、その意欲や熱意を尊重し、組織として支援するなど、これからの県政を担う貴重な人材である若手職員がやりがいと向上心を持って働くことができるような職場風土を醸成されたい。

（女性職員のキャリア形成）

女性職員については、これまでも任命権者において活躍の場の拡大に向け、その育成・登用を積極的に推進しているところであり、令和５年６月１日時点で、女性管理職員の割合は「徳島県女性職員活躍推進特定事業主行動計画（第２期）」に掲げる目標を上回る17.6％となっている。今後も、より高い水準を目指し、女性職員のキャリア形成につながるよう、早期から幅広い職務経験や研修の機会を計画的に付与するとともに、家庭の事情等によるキャリアアップへの不安を払拭するため、ワーク・ライフ・バランスの推進や長時間労働の是正等、全ての職員が働きやすい環境整備をより一層進める必要がある。

（障がいのある職員が活躍できる環境づくり）

障がいのある職員が生き生きと活躍できるよう、各任命権者が掲げた「障がい者活躍推進計画」の取組を更に進め、障がいの程度や状態に応じて能力を最大限発揮できる人事管理と勤務環境の整備が求められる。

特に、業務の円滑な遂行には、障がいの特性や必要な配慮について、職場における共通認識が重要であることから、障がいのある職員との定期的な面談等を通じてこれらを把握し、本人の意向を十分確認した上で、共に働く職員への周知や理解の促進を図られたい。

（高齢層職員の知識・経験の活用）

令和６年４月には、定年の引上げに伴い、これまでの暫定再任用職員に加え、定年前再任用短時間勤務職員や役職定年制により降任した職員など様々な勤務形態の高齢層職員が存在することになる。

任命権者において、対象となる職員が、将来の働き方について、理解し、納得した上で選択することができるよう、丁寧な情報提供と意思確認が求められる。

加えて、全ての職員に対して高齢層職員に係る制度の理解を促進することにより、定年引上げ制度の円滑な運用を図るとともに、高齢層職員がこれまで培った豊富な知識、技術、経験等を最大限活用し、組織力の強化につなげるためにも、職務内容を十分に検討し、本人の希望にも沿いながら個々の適性や能力、健康状態に応じた業務への配置、役割の明確化等によるモチベーションの維持・向上に努める必要がある。

（性の多様性への理解促進）

令和５年６月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されたことから、本県職場においても、性の多様性に関する理解の促進に努める必要がある。

（会計年度任用職員に係る適切な制度運用）

会計年度任用職員制度の運用については、地方公務員法その他の関係規定に基づき、適正な任用や勤務条件の確保がされるよう、引き続き適切な対応に努められたい。

ウ　職員一人一人の成長支援

新しい時代の要請に対応しつつ、県民の期待に応える質の高い行政を行うためには、職員一人一人が持つ資質・能力を高めていく必要があり、組織としてその成長を支援することが求められる。

任命権者においては、これまでも、職責に応じた階層別研修に加え、実務能力の向上や、本県の行政課題に対応した研修を実施しており、令和５年度からは新たにリスキリング支援研修を実施しているところである。

変化する社会情勢や環境の中で、自分らしく働き、キャリアを形成していくためにも、リスキリング（職業能力の再開発、再教育）は今後更に重要となり、特に様々な行政課題を解決するための鍵となるデジタル化の推進を図る上でも、全ての職員が円滑にＤＸを活用できるよう体系的に取り組まれたい。

さらに、各種研修の内容、制度、教材等の分かりやすい周知や、申込手続・受講方法の工夫により、積極的な活用を促進し、職員の自律的・主体的な学びが仕事に生かされ、キャリア形成につながる、学びと仕事の好循環を確立されたい。

また、新人職員に対しては、職場へ円滑に適応し、やりがいをもって働けるよう、丁寧なサポートが求められる。引き続き、メンター制度や新規採用職員研修を効果的に実施するとともに、大切な人材を職場全体で育てていくという意識の醸成が肝要である。

加えて、人事評価制度については、所属長面談等において組織目標や個人目標を明確化し、共有した上で、管理職員が職員とコミュニケーションを十分に図りながら、目標の進捗状況に応じて、適宜、指導・助言を行うことで、職員の主体的な成長及び管理職員自身のマネジメント能力の向上にもつなげていくことが重要である。

自律的な学びや職場におけるＯＪＴを通じて、相互に成長し合い、それぞれの能力が組み合わさることで組織力の強化につながることを期待する。

⑵　働きやすく魅力ある職場環境づくり

ア　ワーク・ライフ・バランスの推進

職員が意欲とやりがいを持って健康的に働くとともに、趣味や自己啓発、友人や家族との時間を確保することで、生活と仕事の好循環を生み出すことができるよう、それぞれのライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方を実現していくことが重要である。

本県においては、令和３年度から多様な勤務形態を導入するとともに、テレワークの活用等、柔軟な働き方を推進している。今後、更に多様化していく職員の

ライフスタイルに対応するため、勤務形態の選択に関してより柔軟な運用を行うなど、働き方の選択の幅を広げていく必要がある。

人事院においては令和５年、フレックスタイム制の活用による勤務時間を割り振らない日（「ゼロ割振り日」）の設定を可能とする勤務時間の改定を勧告するとともに、勤務間インターバルの確保に関する努力義務の規定を設けることを報告している。

本県においてもインターバルの確保を念頭に置いた勤務時間管理を進めていくとともに、フレックスタイム制や勤務間インターバル制度の本格導入に当たっては、国や先行する他の都道府県における課題分析等も参考に、本県に適した勤務時間制度の在り方について慎重に検討していく必要がある。

また、生活と仕事の両立支援制度については、育児休業の柔軟化や不妊治療休暇の創設など、これまで制度の充実を図ってきたところである。任命権者においては、育児・介護関連の休暇・休業制度の周知と更なる利用促進に努めるとともに、各種休暇を取得しやすい環境整備に努める必要がある。特に、年次有給休暇については､民間労働法制において５日の取得が義務づけられていることに鑑み、平均取得日数の増加はもとより、取得の少ない職員の取得促進に努める必要がある。

本委員会としても、任命権者と連携し、両立支援制度に関する職員のニーズの把握と制度の充実に向けた検討を進めていく。

イ　長時間労働の是正

長時間労働の是正は、公務能率の向上や職員の心身の健康確保の観点はもとより、人材確保、魅力ある職場づくりの観点からも重要かつ喫緊の課題である。

ここ数年、新型コロナウイルス感染症対応等により、超過勤務の上限規制を超える長時間労働が常態化していた実態がある。今後は、上限規制を超える超過勤務命令については、より厳格な運用を行うとともに、大規模災害等の業務（特例業務）で上限を超えて超過勤務を行わせた場合には、その要因分析・検証結果を効果的に活用する必要がある。

長時間労働の是正については、任命権者において令和５年、「外部専門家推進チーム」や「魅力ある職場環境づくりＰＴ」を立ち上げるとともに、部局長による「魅力ある職場環境づくり宣言式」で超過勤務縮減に向けた取組を宣言している。部局長による業務の大胆な見直しや柔軟な人員配置等、トップマネジメントの役割強化を求めるとともに、今後もなお一層、組織全体として業務の合理化、効率化を進め、業務量に応じた必要人員の確保と人員配置の最適化に取り組まれたい。

管理職員にあっては、職員に超過勤務を命ずる権限を有する一方で、業務の遂行に伴う職員の心身の健康確保に対する安全配慮義務があることを認識するとともに、人事管理が多様化、複雑化する中で、管理職員としてのマネジメント能力を向上し、その能力を最大限発揮されたい。

本委員会としても、労働基準監督機関として超過勤務の実態調査と必要な指導を強化するとともに、任命権者をはじめとする関係機関と連携しつつ、長時間労働の是正に向けた取組を支援していく。

ウ　学校現場における教員の負担軽減

持続可能な教育環境の構築に向け、教員の長時間労働是正と処遇改善に向けた議論が本格化している。中央教育審議会の特別部会は令和５年８月、教師を取り巻く環境整備についての緊急提言をまとめ、授業時数や学校行事の在り方の見直し、保護者の過剰な要求等に対する支援体制の構築、教職員定数の改善や支援スタッフの配置充実等を取組の具体策として示している。文部科学省も提言内容の実現に向けて取り組むとしている。

本県教育委員会においては、「とくしまの学校における働き方改革プラン（第２期）」に基づき、タイムマネジメントの徹底、業務改善の更なる推進、外部人材の積極的活用、部活動の適正化等を通じた教員の負担軽減に取り組んでいる。引き続き、多くの教員が働き方改革の効果を実感できるよう、実効性のある取組を推進していく必要がある。とりわけ、国や教育委員会等の各機関からの通知文書や各種調査・照会の精査による事務負担の軽減、支援スタッフの配置の充実、地域や家庭との連携・協力等を通じて、教員が本来業務に専念できる環境整備に取り組んでいく必要がある。

校長等の管理職員においては、健康確保の観点からも、引き続き教員の勤務状況を的確に把握し、業務の平準化や見直しに取り組むとともに、支援スタッフや地域・行政との連携において適切なマネジメントを行う必要がある。

エ　職員の健康増進

職員の心身の健康は、ウェルビーイングの実現と活力ある組織づくりに不可欠であり、疾病予防に加えて、個々の職員を、より健康的に、生き生きと活気あふれる状態へと導いていくことが重要である。

民間企業においては健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が進んでおり、その一環として、オフィス環境を整備することで健康の保持・増進につながる行動を誘発し、働く人の心身の調和と活力の向上を図る「健康経営オフィス」を経済産業省が推奨している。

オフィスの緑化、光、音、香り等により快適性を感じる空間、気分転換やコミュニケーションを促す空間、座位を減らし運動を促す空間等を整備することが具体例として示されており、こうした取組により、頭痛、腰痛、肩こり、眼精疲労等の運動器・感覚器障害、メンタルヘルス不調、ストレス性内科疾患、生活習慣病等の予防と改善につながることが同省の調査で分かっている。

本県においても、「健康経営」の観点から、より積極的に職員の健康づくりに取り組むとともに、「健康経営オフィス」の考えを導入し、若年層から高齢層職員、障がいのある職員など、多様な職員がより快適に、心身ともにより健やかに働くことができるオフィス環境を整備していくことが望まれる。

また、近年の全国的傾向であるが、本県でも精神疾患を原因とする長期病休者が増加している。任命権者においては、24時間対応の外部相談窓口を設置するなど取組を強化しており、引き続き、研修の実施、療養からの復帰支援、ストレスチェックの集団分析結果の効果的な活用等、メンタルヘルス対策に積極的に取り組まれたい。

⑶　風通しの良い職場環境づくり

ハラスメントや職員による不祥事は、職場環境を悪化させ、県及び職員全体の品位と信頼を失墜させ、県行政の円滑な推進に多大な影響を与える。

任命権者においては、コンプライアンス研修の充実、ハラスメント相談窓口の周知、相談員の専門性向上、組織外からのハラスメント対策等に、より積極的に取り組むとともに、令和５年に始動した「徳島新未来創生プラットフォーム」の活用等により、あらゆる角度から組織に風を通し、各階層、各職種、各職場の職員が自由に意見交換し、相談できる環境づくりに取り組まれたい。

本委員会としても、職員からの苦情相談に適切に対応することで、職員の不満や不安の軽減、早期の解消、職場環境の改善につなげていく。

２　給与に関する事項について

⑴　月例給

行政職給料表については、人事院勧告の内容や本県における公民較差を踏まえ検討した結果、初任給及び若年層の改定を行った人事院勧告に準じて引き上げることが適当である。

その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に引き上げることが適当である。

公民比較		公民較差	
民間給与（A）	職員給与（B）	較差額（A－B）	較差率(A－B)/B
362,231円	359,027円	3,204円	0.89％

⑵　初任給調整手当

医師については、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、所要の改定を行うこととした人事院勧告に準じて改定することが適当である。

・支給月額の限度を引上げ　414,800円 → 415,600円

⑶　通勤手当

交通機関等を利用して通勤を行う職員の通勤手当について、令和５年５月２０日からＪＲ四国の運賃改定があったこと、職員の通勤実態等を考慮して、交通機関等利用者に対する通勤手当についての支給の限度額の廃止することが適当である。

⑷　期末手当・勤勉手当

職員の年間平均支給月数と民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすることが適当である。

支給月数の引上げ分は、人事院勧告に準じ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することが適当である。

（一般の職員の場合の支給月数）

		６月期	12月期	計
５年度	期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)	2.45月
	勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)	2.05月
	計	2.20月	2.30月	4.50月
６年度以降	期末手当	1.225月	1.225月	2.45月
	勤勉手当	1.025月	1.025月	2.05月
	計	2.25月	2.25月	4.50月

⑸　改定の実施時期

令和５年４月１日から実施する。ただし、⑶については、同年６月１日から、⑷のうち令和５年度分については、同年１２月１日から実施し、令和６年度以降分については、令和６年４月１日から実施する。

第３　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

職員(※)は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。

この要求があったときにおいて、人事委員会は、審査を行い事案を判定し、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については権限を有する地方公共団体の機関に対し必要な勧告をしなければならないこととされている。

措置の要求は、令和５年度当初係属事案及び令和５年度内の要求事案ともに該当はなかった。

(※)「職員」には、人事委員会に対して公平委員会の事務処理を委託した地方公共団体の職員を含む。第４において同じ。

第４　不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して審査請求ができる。

この審査請求を受理したときにおいて、人事委員会は、その事案の審査を行い、その処分の承認、修正又は取消しを行い、必要がある場合は、任命権者に対し職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないこととされている。

令和５年度における審査請求とその処理状況は次のとおりである。

事案別		５年度当初係属件数	５年度内請求件数	５年度内処理件数	５年度末係属件数
懲戒処分	免職	0	2	0	2
	停職	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0
	戒告	0	0	0	0
分限処分	免職	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0
その他		0	0	0	0
計		0	2	0	2